

二、本法の運用に当たっては、国民の人権を侵害し、事業者の営業の自由を損なわないよう特段の配慮を払うとともに、いやしくも職権が濫用されることのないよう十分留意すること。

三、本法に基づく質問権、立入権等については慎重に運用すること。

四、法の精神に基づき、公開による聴聞の原則を遵守し、例外規定の行使に当たっては慎重な検討を行うこと。

五、本法が、事業者に対して責務と負担を求めるものでないこと及び事業者に対する公安委員会の援助等の措置は事業者の申出に基づき、任意に行われるものであることに留意すること。

六、都道府県暴力放逐運動推進センター等の設置と運営について、国民や事業者の誤解を招くことのないよう十分な配慮を払うこと。

七、警察官の綱紀肅正に努めるとともに、警察官・警察事務職員等の待遇改善を推進すること。

八、本法に基づく政令及び国家公安委員会規則並びにその運用については、本委員会に設置される小委員会において意見を聞くなどの措置を講ずるほか、本法の運用に当たっては、広く国民の意見を反映させるため必要な措置を講ずること。

九、警察庁は、法案の提出に当たっては、立法府の審議権を損なうことのないよう、その時期等について改善を図ること。

右決議する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月二十三日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条～第八条)

第二章 暴力的要挙行為の規制等

第一節 暴力的要挙行為の禁止等(第九条～第十二条)

第二節 不当な要求による被害の回復等のための援助(第十三条～第十四条)

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限その他

第四章 暴力放逐運動推進センター(第十五条～第十八条)

第五章 雜則(第二十二条～第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条～第三十八条)

附則

第一 章 総則
(目的)

この法律は、暴力団員の行う暴力的要挙行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずることとする。

第一 条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要挙行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずることとする。

第一 条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

第一 条 一名以上の目的のいかんを問わず、当該暴力団の暴力団員が当該暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成又は事業の遂行のた

保を図り、もつて国民の自由と権利を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち國家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行なうことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要挙行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

(指定)

第三条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

第一 条 暴力的不法行為等又は第六章(第三十六条)を除く。以下の条において同じ。)に規定する罪に当たる違法な行為を行い、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して十年を経過しないもの

第一 条 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑

に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しないもの

八 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されことなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

二 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して五年を経過しないもの

三 当該暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者(次条及び第九条において「代表者等」という。)の統制の下に階層的に構成されている団体であること。

第四条 公安委員会は、暴力団(指定暴力団を除く。)が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団の指定暴力団の連合体として指定するものとする。

第一次のいづれかに該当する暴力団であること。

イ 当該暴力団を構成する暴力団の全部又は大部分が指定暴力団であること。

ロ 当該暴力団の暴力団員の全部又は大部分が指定暴力団の代表者等であること。

ハ 当該暴力団を構成する暴力団の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいづれかに該当する暴力団であり、又は当該暴力団の暴力団員の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいづれかに該当する暴力団の代表者等であること。

ホ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日(当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けた者であつて、当該執行猶予の期間を経過した日)から起算して十年を経過しないもの

ヘ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに

係る罪について恩赦法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日(当該日において

当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日)から起算して五年を経過しないもの

(聴聞)

大赦の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められること。

扶助を図り、又はこれらの暴力団の暴力団員の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められること。

実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(確認)

第五条 公安委員会は、前二条の規定による指定(以下この章において「指定」という。)をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならぬ。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

第六条 公安委員会は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該暴力団が指定の要件に該当すると認める旨を証する書類及び指定に係る前条第一項の聴聞に係る聴聞調書又はその写しを添えて、当該暴力団が第三条又は第四条の要件に該当するかどうかについての国家公安委員会の確認を求めなければならない。

第七条 公安委員会は、指定をするときは、指定に係る暴力団の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示しなければならない。

2 前項の聴聞を行う場合において、公安委員会は、指定に係る暴力団を代表する者又はこれに代わるべき者に対し、指定をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を相当の期間をおいて通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聽聞に際しては、当該指定に係る暴力団を代表する者若しくはこれに代わるべき者又はこれらの代理人は、当該指定について意見述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 公安委員会は、当該指定に係る暴力団を代表する者若しくはこれに代わるべき者若しくはこれららの代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該指定に係る暴力団を代表する者若しくはこれに代わるべき者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもこれらの者の所

在が判明しないときは、第一項の規定にかかるらず、聴聞を行わないで指定をすることができます。

5 当該公安委員会は、前項の規定により、当該暴力団が第三条又は第四条の要件に該当しない旨の確認の通知を受けたときは、当該暴力団について指定をすることができない。

第六条 公安委員会は、指定をするときは、指定に係る暴力団の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示しなければならない。

2 名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団を構成する暴力団若しくは当該暴力団の暴力団員が代表者等となつてある暴力団の相互

5 前各項に定めるものほか、第一項の聴聞の

4 公安委員会は、第一項の規定により、当該暴力団が第三条又は第四条の要件に該当しない旨の確認の通知を受けたときは、当該暴力団について指定をすることができない。

5 当該公安委員会は、前項の規定により、当該暴力団が第三条又は第四条の要件に該当しない旨の確認の通知を受けたときは、当該暴力団について指定をすることができない。

- 3 指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

4 公安委員会は、指定をしたときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者又はこれに代わるべき者に対し、國家公安委員会規則で定めるところにより、指定をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知しなければならない。
(指定の有効期間及び取消し)

5 第八条 指定は、三年間その効力を有する。

6 公安委員会は、前項の規定にかかるらず、指定暴力団等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該指定暴力団等に係る指定を取り消さなければならない。
一 解散その他の事由により消滅したとき。
二 第三条各号又は第四条各号のいずれかに該当しなくなつたと明らかに認められるとき。

7 公安委員会は、第一項の規定にかかるらず、指定暴力団連合が第三条の規定により指定暴力団として指定されたときは、当該指定暴力団連合に係る第四条の規定による指定を取り消さなければならぬ。

該当するかどうかについての国家公安委員会の

- 5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000
1001
1002
1003
1004
1005
1006
1007
1008
1009
1009
1010
1011
1012
1013
1014
1015
1016
1017
1018
1019
1019
1020
1021
1022
1023
1024
1025
1026
1027
1028
1029
1029
1030
1031
1032
1033
1034
1035
1036
1037
1038
1039
1039
1040
1041
1042
1043
1044
1045
1046
1047
1048
1049
1049
1050
1051
1052
1053
1054
1055
1056
1057
1058
1059
1059
1060
1061
1062
1063
1064
1065
1066
1067
1068
1069
1069
1070
1071
1072
1073
1074
1075
1076
1077
1078
1079
1079
1080
1081
1082
1083
1084
1085
1086
1087
1088
1089
1089
1090
1091
1092
1093
1094
1095
1096
1097
1098
1099
1100
1101
1102
1103
1104
1105
1106
1107
1108
1109
1109
1110
1111
1112
1113
1114
1115
1116
1117
1118
1119
1119
1120
1121
1122
1123
1124
1125
1126
1127
1128
1129
1129
1130
1131
1132
1133
1134
1135
1136
1137
1138
1139
1139
1140
1141
1142
1143
1144
1145
1146
1147
1148
1149
1149
1150
1151
1152
1153
1154
1155
1156
1157
1158
1159
1159
1160
1161
1162
1163
1164
1165
1166
1167
1168
1169
1169
1170
1171
1172
1173
1174
1175
1176
1177
1178
1179
1179
1180
1181
1182
1183
1184
1185
1186
1187
1188
1189
1189
1190
1191
1192
1193
1194
1195
1196
1197
1198
1199
1200
1201
1202
1203
1204
1205
1206
1207
1208
1209
1209
1210
1211
1212
1213
1214
1215
1216
1217
1218
1219
1219
1220
1221
1222
1223
1224
1225
1226
1227
1228
1229
1229
1230
1231
1232
1233
1234
1235
1236
1237
1238
1239
1239
1240
1241
1242
1243
1244
1245
1246
1247
1248
1249
1249
1250
1251
1252
1253
1254
1255
1256
1257
1258
1259
1259
1260
1261
1262
1263
1264
1265
1266
1267
1268
1269
1269
1270
1271
1272
1273
1274
1275
1276
1277
1278
1279
1279
1280
1281
1282
1283
1284
1285
1286
1287
1288
1289
1289
1290
1291
1292
1293
1294
1295
1296
1297
1298
1299
1300
1301
1302
1303
1304
1305
1306
1307
1308
1309
1309
1310
1311
1312
1313
1314
1315
1316
1317
1318
1319
1319
1320
1321
1322
1323
1324
1325
1326
1327
1328
1329
1329
1330
1331
1332
1333
1334
1335
1336
1337
1338
1339
1339
1340
1341
1342
1343
1344
1345
1346
1347
1348
1349
1349
1350
1351
1352
1353
1354
1355
1356
1357
1358
1359
1359
1360
1361
1362
1363
1364
1365
1366
1367
1368
1369
1369
1370
1371
1372
1373
1374
1375
1376
1377
1378
1379
1379
1380
1381
1382
1383
1384
1385
1386
1387
1388
1389
1389
1390
1391
1392
1393
1394
1395
1396
1397
1398
1399
1400
1401
1402
1403
1404
1405
1406
1407
1408
1409
1409
1410
1411
1412
1413
1414
1415
1416
1417
1418
1419
1419
1420
1421
1422
1423
1424
1425
1426
1427
1428
1429
1429
1430
1431
1432
1433
1434
1435
1436
1437
1438
1439
1439
1440
1441
1442
1443
1444
1445
1446
1447
1448
1449
1449
1450
1451
1452
1453
1454
1455
1456
1457
1458
1459
1459
1460
1461
1462
1463
1464
1465
1466
1467
1468
1469
1469
1470
1471
1472
1473
1474
1475
1476
1477
1478
1479
1479
1480
1481
1482
1483
1484
1485
1486
1487
1488
1489
1489
1490
1491
1492
1493
1494
1495
1496
1497
1498
1499
1500
1501
1502
1503
1504
1505
1506
1507
1508
1509
1509
1510
1511
1512
1513
1514
1515
1516
1517
1518
1519
1519
1520
1521
1522
1523
1524
1525
1526
1527
1528
1529
1529
1530
1531
1532
1533
1534
1535
1536
1537
1538
1539
1539
1540
1541
1542
1543
1544
1545
1546
1547
1548
1549
1549
1550
1551
1552
1553
1554
1555
1556
1557
1558
1559
1559
1560
1561
1562
1563
1564
1565
1566
1567
1568
1569
1569
1570
1571
1572
1573
1574
1575
1576
1577
1578
1579
1579
1580
1581
1582
1583
1584
1585
1586
1587
1588
1589
1589
1590
1591
1592
1593
1594
1595
1596
1597
1598
1599
1600
1601
1602
1603
1604
1605
1606
1607
1608
1609
1609
1610
1611
1612
1613
1614
1615
1616
1617
1618
1619
1619
1620
1621
1622
1623
1624
1625
1626
1627
1628
1629
1629
1630
1631
1632
1633
1634
1635
1636
1637
1638
1639
1639
1640
1641
1642
1643
1644
1645
1646
1647
1648
1649
1649
1650
1651
1652
1653
1654
1655
1656
1657
1658
1659
1659
1660
1661
1662
1663
1664
1665
1666
1667
1668
1669
1669
1670
1671
1672
1673
1674
1675
1676
1677
1678
1679
1679
1680
1681
1682
1683
1684
1685
1686
1687
1688
1689
1689
1690
1691
1692
1693
1694
1695
1696
1697
1698
1699
1700
1701
1702
1703
1704
1705
1706
1707
1708
1709
1709
1710
1711
1712
1713
1714
1715
1716
1717
1718
1719
1719
1720
1721
1722
1723
1724
1725
1726
1727
1728
1729
1729
1730
1731
1732
1733
1734
1735
1736
1737
1738
1739
1739
1740
1741
1742
1743
1744
1745
1746
1747
1748
1749
1749
1750
1751
1752
1753
1754
1755
1756
1757
1758
1759
1759
1760
1761
1762
1763
1764
1765
1766
1767
1768
1769
1769
1770
1771
1772
1773
1774
1775
1776
1777
1778
1779
1779
1780
1781
1782
1783
1784
1785
1786
1787
1788
1789
1789
1790
1791
1792
1793
1794
1795
1796
1797
1798
1799
1800
1801
1802
1803
1804
1805
1806
1807
1808
1809
1809
1810
1811
1812
1813
1814
1815
1816
1817
1818
1819
1819
1820
1821
1822
1823
1824
1825
1826
1827
1828
1829
1829
1830
1831
1832
1833
1834
1835
1836
1837
1838
1839
1839
1840
1841
1842
1843
1844
1845
1846
1847
1848
1849
1849
1850
1851
1852
1853
1854
1855
1856
1857
1858
1859
1859
1860
1861
1862
1863
1864
1865
1866
1867
1868
1869
1869
1870
1871
1872
1873
1874
1875
1876
1877
1878
1879
1879
1880
1881
1882
1883
1884
1885
1886
1887
1888
1889
1889
1890
1891
1892
1893
1894
1895
1896
1897
1898
1899
1900
1901
1902
1903
1904
1905
1906
1907
1908
1909
1909
1910
1911
1912
1913
1914
1915
1916
1917
1918
1919
1919
1920
1921
1922
1923
1924
1925
1926
1927
1928
1929
1929
1930
1931
1932
1933
1934
1935
1936
1937
1938
1939
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028
2029
2030
2031
2032
2033
2034
2035
2036
2037
2038
2039
2039
2040
2041
2042
2043
2044
2045
2046
2047
2048
2049
2049
2050
2051
2052
2053
2054
2055
2056
2057
2058
2059
2059
2060
2061
2062
2063
2064
2065
2066
2067
2068
2069
2069
2070
2071
2072
2073
2074
2075
2076
2077
2078
2079
2079
2080
2081
2082
2083
2084
2085
2086
2087
2088
2089
2089
2090
2091
2092
2093
2094
2095
2096
2097
2098
2099
2100
2101
2102
2103
2104
2105
2106
2107
2108
2109
2109
2110
2111
2112
2113
2114
2115
2116
2117
2118
2119
2119
2120
2121
2122
2123
2124
2125
2126
2127
2128
2129
2129
2130<br

いこと又はその人に関する公知でない事実を

- 二 一人に対し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、みだりに金品等の贈与を要求すること。

三 請負、委任又は委託の契約に係る役務の提供の業務の発注者又は受注者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受け入れを要求すること。

四 繩張（正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。次号において同じ。）内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問はず、その営業を営むことを認容する対價として金品等の供与を要求すること。

五 繩張内で営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入すること又はその営業所における用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。）その他の日常業務に関する役務の有償の提供を受けることとを要求すること。

六 金錢を目的とする消費貸借上の債務であつて利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条第一項に定める利息の制限額を超える利息（同法第三条の規定によつて利息とみなされる金錢を含む。）の支払を伴い、又はその不履

行による賠償額の予定が同法第四条に定める

- 八 金銭貸付業務（金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介によるもの）

七 人に対し、債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求すること。

六 し、その履行を要求すること。

五 九 正当な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供している者に対する依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、交通事故その他の事故の原因者に対する求ること。

四 十一人（行為者と密接な関係を有する者として國家公安委員会規則で定める者を除く。）から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、交通事故その他の事故の原因者に対する交渉を行い、損害賠償として金品等の供与を要求すること。

三 十二 購入した商品若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損

官 報 (号 外)

害が大いにあががわしい損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、人に対し、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求すること。
(暴力的請求行為の要求等の禁止)

第十条 何人も、指定暴力団員に対し、暴力的要素行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならない。

を命ずるハシがでれる。

第二集

(暴力的の要求行為の相手方に対する援助)
第十三条 公安委員会は、第十一条の規定による

第十一一条 公安委員会は、指定暴力団員が暴力的
要求行為をしており、その相手方の生活の平穏
又は業務の遂行の平穏が害されていると認める
場合には、当該指定暴力団員に対し、当該暴力
的 requirement 行為を中止することを命じ、又は当該暴
力的 requirement 行為が中止されることを確保するため
に必要な事項を命ずることができる。

2
公安委員会は、指定暴力団員が暴力的的要求行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して当該暴力的的要求行為と類似の暴力的、要求行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、暴力的的要求行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第十二条 公安委員会は、第十条の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員に対して暴力的 requirements 行為をすることを要求し、依頼し、又は唆すことを防止するために必要な事項

平成三年五月八日 参議院会議録第二十三号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

以下この条及び第二十一条第一項において同じ。)に対し、不当要求(暴力団員によりその事業に

関し行われる暴力的請求行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。)による被害を防止するため必要的な、責任者(当該事業に係る業務の実施を統括管理する者であつて、不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務

使用者等の対応方法についての指導その他の措置が有効に行われるようにするため、資料の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該責任者に対する講習を行うこととする。

ある。

る責任者について前項の講習を行う旨の通知を受けたときは、当該責任者に講習を受けさせるよう努めなければならない。

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限その他の見制

(事務所の使用制限) の他の規制

十五条 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行される一連の凶器を使用しての暴力行

為(以下この項において「対立抗争」という。)が発生した場合において、当該対立に係る指定暴

暴力団等の事務所（暴力団の活動の拠点となつてゐる施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）が、当該対立抗争に關し、当該対立抗

卷之三

標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該行為に係る少年が当該指定暴力団等に加入し、又は当該定に基づき定められた期限が経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

(加入の強要等の禁止)

第十六条 指定暴力団員は、少年（二十歳未満の者をいう。以下同じ。）に対し指定暴力団等に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は少年が指定暴力団等から脱退することを妨害してはならない。

2 前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、人を威迫して、その者を指定暴力団等に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又はその者が指定暴力団等から脱退することを妨害してはならない。

(加入の強要等に対する措置)

第十七条 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、その相手方が困惑していると認める場合には、当該指定暴力

団員に対し、当該行為を中止することを命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴

力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内に期

間を定めて、当該行為の相手方を指定暴力団等に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又はその者が当該指定暴力団等から脱退することを妨害することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項の

規定に違反する行為をし、かつ、当該行為に係る少年が当該指定暴力団等に加入し、又は当該指定暴力団等から脱退しなかつた場合において、加入し、若しくは脱退しなかつたことが当該少年の意思に反していると認められ、又は当該少年の保護者が当該少年の脱退を求めているときは、当該指定暴力団員に対し、当該少年を当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができる。

該少年の保護者が当該少年の脱退を求めているときは、当該指定暴力団員に対し、当該少年を当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができる。

(事務所等における禁止行為)

第十八条 指定暴力団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

2 指定暴力団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

二十一條 第一項において単に「事務所」とい

う。の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせるおそれがある表示

又は物品として国家公安委員会規則で定めるものを掲示し、又は設置すること。

二 事務所又はその周辺において、著しく粗野

若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

三 人に対し、債務の履行その他の国家公安委員会規則で定める用務を行ふ場所として、事務所を用いることを強要すること。

(事務所等における禁止行為に対する措置) 第十九条 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、付近の住民若しくは通行人又は当該行為の相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認められる場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行

為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

第四章 暴力追放運動推進センター

第二十条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいづれにも該当すると認められる者を、その由出により、都道府県に一限つて、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であること。

二 次項第三号から第五号までの事業（以下「相談事業」という。）に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者（第三項において「相談の申出人等」という。）に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下「暴力追放相談委員」という。）が置かれていること。

三 その他次項に規定する事業を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十八条に規定する少年指導委員に対し第四号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。

八 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。

七 不当要求情報管理機関（不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいう。）の業務を助けること。

六 公安委員会の委託を受けて第十四条第二項の講習を行うこと。

五 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。

四 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。

三 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。

二 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。

一 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行ふものとする。

一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るために広報活動を行うこと。

二 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。

5 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要である

官報 (号外)

と認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ぜることができる。

6 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 都道府県センターの役員若しくは職員（暴力追放相談委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、相談事業に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 都道府県センターは、その業務の運営について都道府県警察と密接に連絡するものとし、都道府県警察は、都道府県センターに対し、その業務の円滑な運営が図られるように必要な配慮を加えるものとする。

9 第一項の指定の手続その他都道府県センターに關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（全国暴力追放運動推進センター）

第二十一条 国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

1 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るために二以上上の都道府県の区域における広報活動を行う

こと。

二 暴力追放相談委員その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。

三 少年の健全な育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究を行うこと。

四 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 前条第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第八項中「都道府県警察」とあるのは「国家公安委員会及び警察庁」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

（報告及び立入り）

第二十二条 公安委員会は、この法律の施行に必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、この法律の施行に必要な限度において、指定暴力団員その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に事務所に立ち入り、物件を検査させ若しくは指定暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（聴聞）

第二十三条 公安委員会は、第十一條第二項、第十二条、第十五条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならぬ。ただし、命令に係る者がした暴力的要要求行為又は第十六条の規定に違反する行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、聴聞を公開しないことができる。

2 前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

3 公安委員会は、仮の命令をしたときは、当該代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 公安委員会は、当該命令に係る者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該命令に係る者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をることができず、かゝり、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同項に規定する命令をすることができる。

3 聆聞に際しては、当該命令に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 公安委員会は、当該命令に係る者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該命令に係る者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をことができず、かゝり、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同項に規定する命令をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の聴聞の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

5 前条第一項ただし書、第二項、第三項及び第五項の規定は、前二項の聴聞について準用する。この場合において、同条第二項中「命令をしようとする理由」と、「相当の期間をおいて」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

（仮の命令）

第二十四条 公安委員会は、緊急の必要がある場

合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項の聴聞を行わないで、仮に、第十一條第二項又は第十五条第一項の規定による命令をしようとすることができる。

2 前項の規定による命令（以下「仮の命令」といふ。）の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

3 公安委員会は、仮の命令をした日から起算して十五日以内に、

仮の命令をした日から起算して十五日以内に、

6 公安委員会は、第三項又は第四項の聽聞の結果、仮の命令が不当でないと認めたときは、前

条第一項の規定にかかるらず、同項の聽聞を行わないで第十一條第二項又は第十五條第一項の規定による命令をすることができる。

7 第十一條第二項又は第十五條第一項の規定による命令をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。

8 公安委員会は、第三項又は第四項の聽聞の結果、仮の命令が不当であると認めた場合は、直ちに、その命令の効力を失わせなければならない。

9 仮の命令に係る者の所在が不明であるため第五項において準用する前条第二項の規定による通知をすることができないことにより又は仮の命令に係る者若しくはその代理人が出頭しないことにより、第三項又は第四項の聽聞を行うことができず、かつ、当該仮の命令に係る違反行為に関して第十一條第二項の規定による命令をするため又は当該仮の命令に係る指定暴力団等の事務所に關して第十五条第一項の規定による命令をするため、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に前条第一項の聽聞に係る同条第二項の規定による公示がされているときは、第二項の規定にかかるらず、当該仮の命令の効力は、当該聴聞の期日（同条第四項の規定に該当する場合にあっては、当該聴聞に係る公示をした日から起算して三十日を経過する日）までとする。

（公安委員会の報告等）

第二十五条 公安委員会は、暴力団の活動の状況、暴力団の事務所の所在地その他暴力団の実態を把握して、これらに關する事項を国家公安

委員会に報告しなければならない。

2 国家公安委員会は、前項の規定による報告に基づき、報告に係る暴力団の主たる事務所と認められる事務所を決定し、その旨を各公安委員会に通報するものとする。

3 公安委員会は、指定暴力団員に対しこの法律の規定による命令をした場合における当該命令の内容、命令の日時その他指定暴力団等又は指定暴力団員に係る事項で国家公安委員会が定めるものを国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

4 公安委員会は、第三条及び第四条の規定による指定並びにこの法律の規定による命令をするについて必要があるときは、官公署に、これらの指定又は命令をするため参考となるべき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（不服申立て等）

第二十六条 第三条又は第四条の規定による指定に不服がある者は、国家公安委員会に審査請求をすることができる。

2 国家公安委員会は、指定暴力団等の指定についての審査請求に対する裁決に當たっては、國家公安委員会規則で定めるところにより、審査専門委員の意見を聽かなければならない。

3 指定暴力団等の指定の取消しを求める訴えは、当該指定についての審査請求に対する国家

（審査専門委員）

第二十七条 国家公安委員会に、第三条又は第四条の規定による指定暴力団等の指定に係る確認及び不服申立てについて、第三条第一号又は第四条第二号の要件に関する専門の事項を調査審議し、意見を提出させるため、審査専門委員若干人を置く。

2 審査専門委員は、人格が高潔であつて、指定暴力団等の指定に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、国家公安委員会が任命する。

3 審査専門委員の任期その他審査専門委員に関する必要な事項は、政令で定める。

（命令等を行ふ公安委員会）

第二十八条 この法律における公安委員会は、次の各号に掲げる事項に關しては、当該各号に定める公安委員会とする。

一 第五条第二項の規定による通知及び公示

同条第一項の聽聞に係る指定をしようとする暴力団の主たる事務所の所在地を管轄する公安部委員会

二 第五条第一項の聽聞 同条第二項の規定による公示をした公安部委員会

三 第三条又は第四条の規定による指定 第五条第一項の聽聞に係る公安部委員会

四 第八条第二項又は第三項の規定による指定の取消し 指定の取消しをしようとする指定

暴力団等の主たる事務所の所在地を管轄する公安部委員会

五 第一条第二項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を除く。）第十二条若し

くは第十七条第二項若しくは第三項の規定による命令又はこれらの命令に係る第二十三条第一項の聽聞 当該命令又は聽聞に係る違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の住所地（当該違反行為を行った者が指定暴力団員である場合で当該指定暴力団員の住所が明らかでないとき）にあっては、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地）を管轄する公安部委員会

六 第十二条第一項、第十七条第一項若しくは第十九条の規定による命令又は第十二条第二項の規定に係る仮の命令 当該命令に係る違反行為が行われた場所を管轄する公安部委員会 第十三条の規定による援助 第十一条の規定による命令をした公安部委員会

七 第十三条の規定による援助 第十一条の規定による命令をした公安部委員会

八 第十四条第一項の規定による援助又は同条第二項の規定による講習 当該援助又は講習に係る事業者の主たる事業所の所在地を管轄する公安部委員会

九 第十五条第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を含む。）又は当該命令に係る第二十三条第一項の聽聞 当該命令又は聽聞に係る事務所の所在地を管轄する公安部委員会

十 第二十条第一項の規定による指定 同条第五項の規定による命令又は同条第六項の規定による取消し 同条第一項の規定による申出を受け、又は指定をした公安部委員会

（警察庁長官への権限の委任）

第二十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務（第六条第一項の規定による確認及び同条第

二十四 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪

二十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和四十五年法律第三二七号) 第五章に規定する罪

二十六 火炎びんの使用等の处罚に関する法律
(昭和四十七年法律第十七号) 第五章に規定する罪

二十七 貸金業の規制等に関する法律
(昭和五十八年法律第三十二号) 第七章に規定する罪

二十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
(昭和六十年法律第八十八号) 第五章に規定する罪

暴力団の指定の要件、暴力的要要求行為の禁止規定、暴力放逐運動推進センターの活動内容等について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、暴力団の壊滅のための総合的かつ有効な対策の確立に努めること等を内容とする附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

審査報告書
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成三年五月八日

参議院議長 土屋 義彦殿

大蔵委員長 大河原太一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における貸金業者による融資が我が国の金融政策及び経済社会に与える影響にかんがみ、貸金業の規制等に関する法律の

目的に国民経済の適切な運営に資することを加えるとともに、融資規模の大きい貸金業者について定期的な事業報告書の提出を義務付ける等の規定を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

消費税法の一部を改正する法律案
(いづれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長大

河原太一郎君。

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法

律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「國る」の下に「とともに、國民経済の適切な運営に資する」を加える。
第二十四条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項及び第二項」に改める。

第四十二条第一項及び第二項に改める。

第四十二条第一項の次に次の二条を加える。

（事業報告書の提出）

第四十一条の二 貸金業者は、事業年度の末日に

おいて、その貸付け（金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡し担保その他これらに類する方法による）による金銭の授受の媒介を含む。）を除く。以下この条において同じ。）に係る残高（当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する貸金業者があるときは、当該密接な関係を有する貸金業者の貸付けに係る残高を加えた額）が政令で定める額を超えるときは、貸金業に係る事業報告書を作成し、その日の翌日から一月以内に、これをその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

第四十二条第一項中「させ、又はその職員に営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる」を「させることができる」と改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同

条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業を営む者に對して、資金需要者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、その職員に営業所又は事務所に立ち入り、

行為の防止等に資するため暴力放逐運動推進センターの指定の制度を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、法案作成の経緯、指定

設を經營する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものに限る。)につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該賃賦販売等に係る賃払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賃払金に係る部分の資産の

るものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等について、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるものとみなす。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)

第六条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販売等（新法別表第一第一七号、第十号及び十二号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの（旧法別表第一第一七号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。）に限る。）につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該

第七条 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等(資産の譲渡等で新法別表第一第七号から第十三号までに掲げる資産の譲渡等に該当するものと同じ)につき、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後であるときは、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号から第十三号までの規定は、適用しない。

新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた社会福祉事業等の仕入れ(社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る役務の提供を受けることをいふ。以下同じ)につき、当該社会福祉事業等の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該社会福祉事業等の仕入れに係る新法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた授産作業の資産の譲渡等(資産の譲渡等で新法別表第一第七号イに規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設等による仕入れに係る消費税額の控除等について

3 事業者が、施行日前に保税地域から引き取つ
第八条 事業者が、施行日前に国内において行つた社会福祉事業等の仕入れにつき、新法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等による同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例によつて適用する。

2 新法第三十二条の規定は、授産作業の仕入れに係る同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行つた場合について適用する。

に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置)

設を經營する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものをいう。以下同じ。)又は授産作業の仕入れ(授産作業の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は授産作業の資産の

た外國貨物で新法別表第二第一号及び第七号に掲げる外國貨物に該当するものにつき、新法第三十二条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合には、当該消費税額の還付に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計

で棚卸資産に該当するものを有している場合に
は、当該社会福祉事業等の仕入れに係る棚卸資
産又は当該外国貨物で棚卸資産に該当するもの
に係る同項の規定による消費税額の調整につい
ては、なお従前の例による。

2 新法第三十六条第一項の規定は、授産作業の

仕入れに係る棚卸資産については、施行日以後
に同項の事業者が国内において当該授産作業の
仕入れを行った場合について適用する。

3 前二項の規定は、新法第三十六条第三項の個
人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併
法人の事業を承継した場合について適用する。

この場合において、前二項中「第三十六条第一
項」とあるのは「第三十六条第三項」と、「事業
者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、「國
内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人
が国内」と、「保税地域」とあるのは「同項の被相
続人又は被合併法人が保税地域」と読み替える
ものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、新法第三十六条
第五項の事業者が、新法第九条第一項本文の規
定により消費税を納める義務が免除されること
となつた場合について準用する。この場合にお
いて、第一項及び第二項中「第三十六条第一項」
とあるのは、「第三十六条第五項」と読み替える
ものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の
特例に関する経過措置)

第五十一条 新法第三十七条第一項の規定は、施行
日以後に開始した課税期間については、なお従
前の例による。

で棚卸資産に該当するものを有している場合に
は、当該社会福祉事業等の仕入れに係る棚卸資
産又は当該外国貨物で棚卸資産に該当するもの
に係る同項の規定による消費税額の調整につい
ては、なお従前の例による。

2 施行日前に提出された旧法第三十七条第一項 の規定による届出書は、新法第三十七条第一項 の規定による届出書とみなして、同条の規定を

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費
税額の控除に関する経過措置)

第十二条 事業者(新法第九条第一項本文の規定
により消費税を納める義務が免除される事業者
を除く。(以下この条及び次条において同じ。))

が、施行日前に国内において行った社会福祉事
業等の資産の譲渡等について、新法第三十八条第
一項に規定する売上げに係る対価の返還等をし
た場合には、当該売上げに係る対価の返還等をし
た場合に規定する消費税額の控除について
係る同条の規定による消費税額の控除について
は、なお従前の例による。

2 新法第三十八条の規定は、授産作業の資産の
譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係
る対価の返還等については、施行日以後に事業
者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等
を行った場合について適用する。

3 新法第四十条の規定は、施行日以後に開
始した課税期間について適用し、施行日前に
開始した課税期間については、なお従前の例に
よる。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する
経過措置)

第十五条 新法第四十二条及び第四十三条の規定
は、新法第四十二条第一項、第四項、第六項又

は第八項に規定する課税期間が施行日以後に開
始する場合について適用し、当該課税期間が施
行日前に開始した場合については、なお従前の
例による。

4 第一項及び第二項の規定は、新法第三十六条
第五項の事業者が、新法第九条第一項本文の規
定により消費税を納める義務が免除されること
となつた場合について準用する。この場合にお
いて、第一項及び第二項中「第三十六条第一項」
とあるのは、「第三十六条第五項」と読み替える
ものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の
特例に関する経過措置)

第五十一条 新法第三十七条第一項の規定は、施行
日以後に開始した課税期間については、なお従
前の例による。

2 新法第三十九条の規定は、授産作業の資産の
譲渡等に係る売掛金その他の債権については、
一 社会福祉事業等の資産の譲渡等

施工日以後に事業者が国内において当該授産作
業の資産の譲渡等を行つた場合について適用す
る。

三 授産作業の資産の譲渡等

2 新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国
又は地方公共団体が施行日前に外国貨物(新法
別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に
該当するものに限る。次項において同じ。)を保
稅地域から引き取つた場合には、当該外国貨物
につき課された又は課されるべき消費税額に係
る新法第三十条から第三十六条まで並びに第六
十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係
る消費税額の控除等については、なお従前の例
による。

3 新法第六十条第三項の規定の適用を受ける同
項に規定する法人が施行日前に行つた第一項各
号に掲げる資産の譲渡等又は仕入れに関する經
過措置及び当該法人が施行日前に保税地域から
引き取つた外国貨物に係る仕入れに係る消費税
額の控除等に関する経過措置については、前二
項の規定に準じて、政令で定める。

4 第十六条 附則第七条の規定は、新法第六十条第
二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体
が施行日前に行つた次に掲げる資産の譲渡等又
は仕入れについて準用する。この場合において
て、附則第七条中「第十八条第一項の個人事業
者」とあるのは「第六十条第二項の規定の適用を
受けた國又は地方公共団体」と、「の額を収入し
た日」とあるのは「を収納すべき会計年度の末
日」と、「額を支出した日」とあるのは「支出をす
べき会計年度の末日」と、「第三十六条まで」と
あるのは「第三十六条まで並びに第六十条第四

項及び第五項」と読み替えるものとする。

一 社会福祉事業等の資産の譲渡等
二 社会福祉事業等の仕入れ

四 授産作業の仕入れ

2 新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国
又は地方公共団体が施行日前に外国貨物(新法
別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に
該当するものに限る。次項において同じ。)を保
稅地域から引き取つた場合には、当該外国貨物
につき課された又は課されるべき消費税額に係
る新法第三十条から第三十六条まで並びに第六
十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係
る消費税額の控除等については、なお従前の例
による。

3 新法第六十条第三項の規定の適用を受ける同
項に規定する法人が施行日前に行つた第一項各
号に掲げる資産の譲渡等又は仕入れに関する經
過措置及び当該法人が施行日前に保税地域から
引き取つた外国貨物に係る仕入れに係る消費税
額の控除等に関する経過措置については、前二
項の規定に準じて、政令で定める。

4 第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの
附則の規定によりなお従前の例によることとさ
れる消費税に係るこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

第五十一条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、新法第九条第四項の規定による届出書
の提出、新法第三十条第三項第一号の承認及び

第一五

新法第三十七条第一項の規定による届出書の提出に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(公営住宅法の一部改正)

第十九条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「地代」を「及び地代」に改め、「及び公課を削る。」

第十三条第三項中「地代に相当する額及び公課」を「及び地代に相当する額」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第二十条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十一条)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項第三号中「第四十二条第一項」の下に「第四項、第六項又は第八項」を加える。

第二十条第三項第三号中「第四十二条第一項」の下に「第四項、第六項又は第八項」を加え

る。

(老人福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

〔大河原太一郎君登壇、拍手〕

○大河原太一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における貸金業者による融資の金融政策等に与える影響にかんがみ、貸金業の

規制等に関する法律の目的として、新たに国民経済の適切な運営に資することを加えるとともに、

融資規模の大きい貸金業者について定期的な事業報告書の提出を義務づける等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院大蔵委員長より趣旨説明を聴取した後、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

された税制問題等に関する両院合同協議会において、各党会派の衆参両院にわたる代表者各位によ

る精力的な協議が重ねられてきたところでありま

すが、去る四月二十五日の同協議会において、日本共産党を除く各党会派の間で消費税に関する緊急措置についての合意が得られました。

本法律案は、同協議会の結論に基づき提出されたものであり、手続上、衆議院議員提出の形が

とられておりますが、本院議員である斎藤十朗君、久保亘君、中村銳一君、井上吉夫君、安恒良一君、峯山昭範君、古川太三郎君、勝木健司君の各々を含めた各党会派の代表者の合意に基づいて提案されているものであることを申し添えます。

本法律案の主な内容は、運用益・益税・逆進性問題についての措置として、申告・納付回数をふ

やし、簡易課税の適用上限の引き下げ等を行うとともに、非課税範囲を拡大しようとするものであ

ります。

なお、この改正は、本年十月一日から施行することにしております。

委員会におきましては、提出者を代表して衆議院議員加藤六月君より趣旨説明を聴取した後、採

決の結果 本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

一、委員会の決定の理由

商工委員長代理 理事 前田 黙男
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

本法律案は、消費者ニーズの多様化、業態問

競争の激化、国際化の進展等最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、消費者の

利益の一層の保護に配慮しつつ、小売業の正常な発達を図るために、大規模小売店舗における小

売業の事業活動の調整を行うに当たって、手続

の迅速性、透明性を確保するよう、通商産業大臣

又は都道府県知事からその意見を聽かれた審議会が消費者等から広く意見を聴くこととするとともに、地方公共団体が行う施策については法

律の趣旨を尊重するものとする等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理

事前田默男君。

審査報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年五月八日

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、大規模小売店舗の出店調整に当たっては、法の運用における過剰な規制を排除するとともに、大規模小売店舗と中小小売業者との共存によつてもたらされる消費者の利益に配慮し、法の趣旨の適切な実施を図ること。

二、大規模小売店舗審議会の審議を充実させるため、その機構を拡充・強化することによって、消費者等元関係者の意見を十分に反映させる体制を整備すること。

三、大規模小売店舗審議会における審議の公平性、明確性、透明性等を高めるため、審議会の委員の中立性を確保し、審査基準を可能な限り明確にするとともに、審議の公正を阻害しない範囲でできるだけ審議内容を公開すること。

四、法の見直しの適切な実施に寄与するため、小売業の実情等を参考にしつつ、改正法の運用状況について十分な調査・検討を行うこと。

五、地域住民のニーズに適切に対応しうるよう、中小小売業者の近代化、高度化を図るための諸施策の充実に努めること。

右決議する。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

平成三年五月八日

衆議院議長 櫻内 義雄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成三年五月八日 参議院会議録第二十三号 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案外四件

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)の一

第三条第一項中「一千五百平方メートル」を「三千

平方メートル」に、「三千平方メートル」を「六千平

方メートル」に改める。

第七条第一項中「及び消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので」を「通商産業省令で定めるところにより選定した消費者又はその団体、小売業者又はその団体及び学識経験を有する者の意見(以下「消費者等の意見」という。)並びに」に改め、同条第二項中「商工会の意見」の下に「消費者等の意見」を加える。

第十五条の四の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の施策)

第十五条の五 地方公共団体は、小売業を営むた

めの店舗について、その規模が周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものとして当該店舗における小売業の事

業活動の調整に必要となる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月二十三日

参議院議長 土屋 義彦殿

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から二年以内に、この法律による改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「新法」という。)の規定及び新法の各地方公共団体の区域における実施状況その他の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 この法律の施行の際この法律による改正前の 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗であつて、その建物内の店舗面積の合計が新法第三条第一項に規定する種別境界面積未満であるもの(以下「新第二種大規模小売店舗」という。)の所在地を管轄する都道府県知事は、当該新第二種大規模小売店舗につき同条第二項の規定の例により公示をしなければならない。

2 前項の公示があつたときは、その公示がされた日に、当該新第二種大規模小売店舗につきその公示前にされた調整の公示は、その効力を失う。

3 この法律の施行の際新第二種大規模小売店舗を設置している者は、当該新第二種大規模小売店舗に掲げられた店舗の表示を除去するとともに、新法第三条第一項の例により新たに表示を掲げなければならない。ただし、当該新第二種大規模小売店舗を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げることができる。

第四条 この法律の施行の日前にされた新第二種大規模小売店舗における小売業に係る旧法第五

条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出に係る新法第七条第一項及び第八条第一項(これららの規定を新法第九条第四項において準用する場合を含む。)並びに第十四条第一項の規定の適用については、当該新第二種大規模小売店舗につき前条第一項の公示がされていないものとみなす。

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

法律の特例に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案

商工委員長代理 理事 前田 敏男

平成三年五月八日
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済的事情

の変化にかんがみ、輸入を促進するとともに、

消費者の利益の増進を図るため、大規模小売店

舗における輸入品専門売場の設置について、

当分の間、大規模小売店舗における小売業の事

業活動の調整に関する法律の特例を定めよう

するものであつて、おおむね妥当な措置と認め
る。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月二十三日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 櫻内 義雄

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 輸入品専門売場に関する特例等(第三条)

第四章 罰則(第十六条・第十九条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、大規模小売店舗において輸入品専門売場を設置して小売業を営もうとする者の事業活動の調整に關し、当分の間、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第二百九号。以下「法」という。)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「輸入品専門売場」とは、大規模小売店舗における店舗の全部又は一部であつて、専ら輸入品(外国を原産地とする物品として政令で定めるものをいう。)を販売するための設置されるものであることその他の政令で定める要件に適合するもの(法第五条第一項若しくは第二項又は第六条第二項の規定による届出に係るものを除く。)をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」、「第一種大規模小売店舗」、「第二種大規模小売店舗」、「開店日」又は「種別変更の届出」とは、それぞれ法に規定する大規模小売店舗、第一種大規模小売店舗、第二種大規模小売店舗、開店日又は種別変更の届出をいう。

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

第三章 輸入品専門売場の開店日

第四章 輸入品専門売場の面積

第五章 調整に関する法律の特例

下同じ。)を営もうとする者は、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗ごとに、輸入品専門売場の開店日までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

下同じ。)を営もうとする者は、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗ごとに、輸入品専門売場の開店日までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

下同じ。)を営もうとするときは、届け出後も輸入品専門売場の開店日までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定は、前二項の規定による届出に係る輸入品専門売場の店舗面積の増加をしようとするときは、輸入品専門売場の店舗面積を増加する日までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による届出に準用する。

線上げをしようとするときは、線上げ後の輸入品専門売場の開店日までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

るために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わ

(改善命令)

ないときは、相当の期間を定めてその勧告に従わ

うべきことを命ずることができる。

(営業の停止)

第八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その大規模小売店舗の公示に係る第一種大規模小売

店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売

業者の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

(種別変更前にされた届出)

第十一條 法第十四条の一の規定は、その種別交換の届出の時までにされた第三条第一項の規定において虚偽の届出をしたとき。

二 第四条第一項又は第二項の規定による届出

をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

(氏名等の変更の届出)

第九条 第三条第一項の規定による届出をした者は、第四条第一項又は第二項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第三条第一項各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅

滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更（同項第一号又は第二号に掲げる事項

の変更に限る。）について法第十二条第一項の規定による届出をした者については、この限りでない。

(承継)

第十条 法第十三条の規定は、第三条第一項の規定による届出をした者の地位の承継に準用する。

この場合において、法第十三条中「第五条三項まで」とあるのは、「輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律

第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三条まで」とあるのは、「輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律

三項まで」とあるのは、「輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律

規定による届出であつて、通商産業大臣にするものに準用する。この場合において、「この法律」とあるのは、「特例法」と読み替えるものとする。

第十六条 第七条又は第八条の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(報告及び立入検査)

第十三条 法第十六条の規定は、第三条第一項の規定による届出に係る輸入品専門売場における

小売業の営業に関する報告の徴収及び立入検査に準用する。この場合において、法第十六条第一項「この法律」とあるのは、「特例法」と読み替えるものとする。

第十四条 法第十七条の規定は、第七条又は第八条の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）に準用する。この場合において、法第十七条第一項中「第八条第一項（第九条

は決定を除く。）に準用する。この場合において、法第十七条第一項中「第八条第一項（第九条

第四章 罰則

第十六条 第七条又は第八条の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(届出の経由)

第十二条 法第十四条の三の規定は、この法律の

規定による届出をした者の地位の承継に準用する。

この場合において、「この法律」とあるのは、「特例法」と読み替えるものとする。

第十八条 次の各号の一に該当する者は、十万元以下の罰金に処する。

一 第九条又は第十条において準用する法第十

三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第九条又は第十条において準用する法第十

三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第十三条规定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十三条において準用する同

項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第十三条において準用する法第十六条第一

項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十三条において準用する同

項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

して各本条の刑を科する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に關し、前三条の違反行為をしたとき

に該当する経過措置を含む。)を定めることがで

きる。

附 則

1 この法律は、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正す

るための必要な措置をとるべきことを勧告する

る法律(平成三年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年五月八日

商工委員長代理 理事 前田 敦男

参議院議長 土屋 義彦殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、消費生活等の変化に即した小売業の健全な発展を都市環境との調和をとりつつ促進するため、特定商業集積の整備に関する基本指針の策定及び基本構想の承認について定めるとともに、特定商業集積を整備する事業について産業基盤整備基金による債務の保証等の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

1、費用
本法施行に要する経費として、平成三年度一

般会計予算に、産業基盤整備基金に対する出資金として八億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、特定商業集積の整備を促進するため、本法施行後、速やかに基本指針を公表し、地方公共団体への周知徹底を図ること。また、基本構想の計画段階における助成及び公共施設の一体的整備その他承認基本構想の関連事業の継続的かつ円滑な推進に対し、手段の配慮に努めること。

二、市町村が基本構想を作成するに際し、当該地域の好ましい都市環境の形成に留意しつゝ、各種施設が適切に配置され、あわせて地域住民の利便の向上に直結した街づくりの実現のため、地域住民の意向が十分反映されるよう努めること。

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

三、特定商業集積の整備に当たっては、事業採算の確保に留意するとともに周辺地域を含む中小小売業者の活性化に資するよう、地域の実情に十分配慮しつゝ、小売業界の共存共栄を図ること。

(目的)

第一条 この法律は、消費生活等の変化に即して、かつ、都市環境との調和をとりつつ、特定商業集積の整備を促進することにより、商業の振興及び良好な都市環境の形成を図り、もつて国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(施策における配慮)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく情報収集・提供等に関する産業基盤整備基金の行うソフト事業が効果的なものとなるよう指導すること。また、特定商業集積以外の一般小売

商業者に対しても、適切な支援を行うよう指導すること。
右決議する。

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月二十三日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

特種商業集積の整備の促進に関する特別措置法案

特種商業集積の整備の促進に関する特別措置法

2 この法律において「商業施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るために施設及び相当数の小売業の業務を行う者が利用するための施設(小売業の業務を行う者の共用に供される施設を含む。以下「共同利用施設」といいう。)をいう。

3 この法律において「商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であつて、共同利用施設以外のものをいう。

(特定商業集積整備基本指針)

第四条 通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、特定商業集積の整備に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならぬ。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本構想の指針となるべきも

積の整備が周辺の地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、中小小売商業の振興及び地域の発展に配慮しつゝ、これを行うものとする。

(定義)

第三条 この法律において「特定商業集積」とは、相当数の小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための多様な施設とが一体的に設置される施設であつて、相当規模のものであること。

その他の政令で定める要件に該当するものをいう。

官報(号外)

一 特定商業集積の整備に関する基本的な事項	三 特定商業集積の位置、規模及び機能に関する基本的な事項
二 特定商業集積を構成する商業基盤施設及び商業施設に関する事項	四 特定商業集積を構成する商業基盤施設及び商業施設の運営に関する基本的な事項
三 特定商業集積と一体的に整備される公共施設に関する基本的な事項	五 前号の施設の設置の事業を行う者に関する事項
四 その他特定商業集積の整備に関する重要な事項	六 特定商業集積と一体的に整備される公共施設に関する基本的な事項
5 通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。	七 市町村が行う特定商業集積の円滑な整備を図るための措置その他の特定商業集積の整備に関する必要な措置に関する事項
4 通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	八 市町村は、都市計画との調和が保たれ、かつ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即したものでなければならぬ。
5 通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (特定商業集積整備基本構想)	九 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、第二項第一号から第五号までに掲げる事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会の意見を聽かなければならぬ。
第五条 市町村は、基本指針に基づき、特定商業集積の整備に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。	十 都道府県知事は、前項の規定による承認を受けようとする者が存する場合においては、市町村は、基本構想を作成しようとするときは、第二項第二号から第五号までに掲げる事項について、当該市町村における特定商業集積に係る商業の振興に関する基本的な方針
2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。	十一 中小企業振興法(昭和四十八年法律第
一 当該市町村における特定商業集積に係る商業の振興に関する基本的な方針	一百一号)第四条第一項から第三項まで及び第六項の認定
一 特定商業集積の整備の目標	二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一一年法律第七十七号)以下「特定施設整備法」という。)第二条第一項第十三号に掲げる特定施設に係る同法第四条第一項の認定
	三 都道府県知事は、基本構想が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
	四 前条第三項から第九項までの規定は、前項の規定について準用する。
	五 市町村は、前条第三項の規定による認定の申請
	六 都道府県知事は、前項の規定による承認を受けた基本構想の変更(通商産業省令、建設省令、自治省令で定める軽微な変更を除く。)を行なうよう努めなければならない。
	七 第七条 第五条第六項の規定による承認を受けた基本構想(前条第一項の規定による変更の承認があったときは、変更後のもの。以下「承認基本構想」という。)に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に関する計画について第五条第五項各号に掲げる認定を申請する場合には、当該計画は、承認基本構想に従つた内容のものでなければならない。
	八 市町村は、基本構想が第六項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
	九 国及び都道府県は、市町村に対し、基本構想の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
	十条 市町村は、前条第六項の規定による承認を受けた基本構想の変更(通商産業省令、建設省令、自治省令で定める軽微な変更を除く。)を行なうときは、都道府県知事の承認を受けることは、都道府県の承認を受けることと同一視される。
	十一 中小企業信用保険法の特例
	十二条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)又は同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証(同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証で、中小企

官報(号外)

売商業振興法第四条第六項の特定会社又は同法第五条の四の公益法人が同法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づき承認基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に必要な資金(以下「特定商業集積整備事業資金」という。)に係るもの

をいう。(以下同じ。)を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「一億二千万円」とあるのは「一億四千万円(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第八条第一項に規定する特定商業集積整備事業資金(以下単に「特定商業集積整備事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、一億二千万円)」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「一千五百万元」とあるのは「三千万円(特定商業集積整備事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、一千五百万元)」とする。

2 普通保険の保証関係であつて、特定商業集積整備事業資金に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあるのは、「百分の七(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十一」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保証関係であつて、特定商業集積整備関連保証に係るものについての保証料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(政府の出資)
第十一条 政府は、基金が前条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

(産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務)

第九条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、特定施設整備法第四十条第一項に規定する業務のほか、特定商業集積の整備を促進するため、次の業務を行う。

一 承認基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業を行う者(その施設の全部又は一部が特定施設整備法第二条第一項第十三号に掲げる特定施設である施設を設置する事業を行う者であつて、当該特定施設を設置する事業に関する計画について特定施設整備法第四条第一項の認定を受けたものに限る。)に対し、当該施設を設置する事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第九条第一号に掲げる業務に係る保証債務の弁済に充てることを条件として出えんされた金額

2 特定商業集積信用資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(特定施設整備法等の特例等)
第十三条 第九条の規定により基金の業務が行わ

う」と。

三 特定商業集積に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(政府の出資)
第十一条 政府は、基金が前条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

5 基金は、第九条第一号に掲げる業務に係る保証債務の弁済に充てることを条件として出えんされた金額を限度として特別勘定の資金の一部を一般勘定に繰り入れることができる。

(特定商業集積信用資金)
第十二条 基金は、第九条第一号に掲げる業務に関する、特定商業集積信用資金を設け、次に各号に掲げる金額の合計額をもってこれに充てなければならない。

一 第十条の規定により政府から出資された金額

二 第九条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして政府以外の者から出資された金額

三 基金が負担する第九条第一号に掲げる業務に係る保証債務の弁済に充てることを条件として出えんされた金額

4 基金は、第九条第一号に掲げる業務に係る保証債務の弁済に充てることを条件として出えんされた金額

5 基金は、第九条第一号に掲げる業務に係る保証債務の弁済に充てることを条件として出えんされた金額

法(昭和六十二年法律第二十四号)第十八条第一項に規定する特別勘定以外の一般の勘定(次項において「一般勘定」という。)の資金の一部を特別勘定に繰り入れることができる。

項に規定する特別勘定以外の一般の勘定(次項において「一般勘定」という。)の資金の一部を特別勘定に繰り入れることができる。

項に規定する特別勘定以外の一般の勘定(次項において「一般勘定」という。)の資金の一部を特別勘定に繰り入れることができる。

項に規定する特別勘定以外の一般の勘定(次項において「一般勘定」という。)の資金の一部を特別勘定に繰り入れることができる。

れる場合には、特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」とあるのは「同条第一項の認可を受けた場合において出資された金額（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（以下「特定商業集積整備法」という。）第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を除く。）」と、「出えんされた金額」とあるのは「出えんされた金額（特定商業集積整備法第十二条第一項第三号に掲げる金額を除く。）」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び特定商業集積整備法第十一条第四項の規定による同条第一項に規定する特別勘定（以下「特別勘定」という。）への繰入れ」と、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び特定商業集積整備法」と、特定施設整備法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定商業集積整備法」と、特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「政令で定めるところにより、当該残

余財産のうち、特別勘定に属する額に相当する額を特別勘定に属する各出資者に、特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に對し」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び特定商業集積整備法第九条」とし、産業構造転換円滑化臨時措置法第二十条第一項中「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務」とあるのは「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びに特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九条第三号に掲げる業務」とする。

2 第九条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法並びに前二条及び前項に規定するもののほか、産業構造転換円滑化臨時措置法附則第九条に定めるところによるものと决定する。

（課税の特例）

第十四条 第九条第一号に規定する者が新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備であつて、承認基本構想に係る特定商業集積を構成する商業施設に含まれるものについては、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「この法律又は特定商業集積整備法」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「政令で定めるところにより、当該残

十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認基本構想に係る特定商業集積を構成する商業基盤施設（共同利用施設を除く。）のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該商業基盤施設の敷地である土地に対する固定資産税に係る不動産の敷地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当すると認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収分にあっては、これらの措置がなされた最初の三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保）

第十九条 地方公共団体が承認基本構想を達成するためには、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行の日が次の各号に定まる日前となる場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五条第五項（第一号に係る部分に限る。）及び第七条（第五条第五項第一号に掲げる認定に係る部分に限る。）及び第八条の規定 中小小売商業振興法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）の施行の日

二 第五条第五項(第一号に係る部分に限る。)

第七条(第五条第五項第一号に掲げる認定に
係る部分に限る。)及び第九条から第十四条ま
で並びに次条から附則第六条までの規定

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備
の促進に関する臨時措置法の一部を改正する
法律(平成三年法律第一号)の施行の日

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)
第一条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、
基金に対し、前条第二号に掲げる規定の施行の
日から起算して一月を経過した日までの間に限
り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたとき
は、特定施設整備法第十八条第一項の規定にか
かわらず、当該持分に係る出資額に相当する金
額により払戻しをしなければならない。この場
合において、基金は、その払戻しをした金額に
より資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前
にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第四条 産業構造転換円滑化臨時措置法の一部を
次のように改正する。

第六条「新規事業法第六条及び特定商業集
積整理法第九条」を、「新規事業法第六条及び
特定商業集積整理法第九条」に改める。

積整理法第九条に、「及び特定新規事業実施円
滑化臨時措置法(以下「新規事業法」という。)第
六条第二号」を「特定新規事業実施円滑化臨時
措置法(以下「新規事業法」という。)第六条第二

号に掲げる業務及び特定商業集積の整備の促進
に関する特別措置法(以下「特定商業集積整理
法」という。)第九条第一号」に、「及び新規事業
法第六条第二号」を「新規事業法第六条第二号
に掲げる業務及び特定商業集積整理法第九条第
二号」に、「附則第九条第三項」を附則第九条第
四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第
四項中「の規定及び新規事業法第六条」を「新
規事業法第六条及び特定商業集積整理法第九
条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三

項中「の規定及び新規事業法第六条」を「新規事
業法第六条及び特定商業集積整理法第九条に
「及び新規事業法第六条第二号」を「新規事業法
第六条第二号に掲げる業務及び特定商業集積整
理法第九条第二号」に改め、同項を同条第四項
とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

(地方税法の一部改正)
第五条 地方税法の一部を次のように改正する。
五百八十六条第二項第十一号の次に次の二
号を加える。

十一の二 特定商業集積の整備の促進に関する
特別措置法(平成三年法律第一号)第

九条第一号に掲げる者で政令で定めるもの
が同法第七条に規定する承認基本構想に係
る同法第三条第一項に規定する特定商業集
積で政令で定めるものを構成する同条第三
項に規定する商業施設で政令で定めるもの
の用に供する土地

附則第三十二条の三の二中第十三項を第十四
項とし、第十二項の次に次の二項を加える。

13 特定商業集積の整備の促進に関する特別措
置法第七条に規定する承認基本構想に係る同
法第三条第一項に規定する特定商業集積で政
令で定めるものを構成する同条第三項に規定
する商業施設のうち政令で定めるものに係る
事業所用家屋の新築又は増築で同法第九条第
一号に掲げる者で政令で定めるものが建築主
であるものに對して課する新增設に係る事業
所の課税標準となるべき新增設事業所床面
積の算定については、当該新築又は増築が平
成五年三月三十一日までに行われたときに限
り、当該新築又は増築に係る新增設事業所床
面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業
所に關する部分に限る。)の規定の適用を受

けるものを除く。)から当該面積の二分の一に
相當する面積を控除するものとする。この場
合においては、第七百一条の四十一第八項の
規定を適用する。

(印紙税法の一部改正)
第六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「の業務並びに」を
「の業務」に改め、「(産業基盤整備基金の行う
特定事業集積促進業務)の業務」の下に「並びに
特定事業集積の整備の促進に関する特別措置
法(平成三年法律第一号)第九条第一号(産
業基盤整備基金の行う特定商業集積整理促進業
務)の業務」を加える。

第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第
二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一の二 特定商業集積の整備の促進に関
する特別措置法(平成三年法律第一号)

(通商産業省設置法の一部改正)
第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第
一百七十五号)の一部を次のように改正する。

三十一の二 特定商業集積の整備の促進に関
する特別措置法(平成三年法律第一号)

(建設省設置法の一部改正)
第八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十
三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び市民農園整備促進法
(平成二年法律第四十四号)」を「市民農園整備
促進法(平成二年法律第四十四号)及び特定商業

審査報告書

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年五月八日

平成三年四月二十三日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

商工委員長代理 理事 前田 敏男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

中小小売商業振興法の多様化、業態間

及び都市間競争の激化、大店法の規制緩和といつた最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、中小小売商業の一層の振興を図るため、高度化事業の範囲を拡大して店舗の集

同店舗等の整備」に改める。
第二条中「次の各号」を「前項第一号から第五号まで」に改め、同条各号を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下

の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

本法施行のため、特に費用を要しない。

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の

政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

下の会社並びに個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

に係る共同店舗において行われる小売業に属する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

中「店舗共同化計画又は連鎖化事業計画」を「店舗等支援計画」に改め、同項第一号中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第二項各号」を「第三項若しくは第四項各号」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中

六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

（以下「組合等」という。）

六 事業協同組合、事業協同小組合若しくは商店街振興組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会に、事業協同組合等」を「商店街振興組合等」に改め、同条

六 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第十八号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、

六 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第十八号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、

六 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第十八号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、

官 報 (号 外)

第四条第二項中「同号に定める事業について」の「又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第八項において「共同店舗等」という。）」を加え、同項第一号中「店舗」の下に「又は休憩所、集場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗設備（次号において「店舗等」という。）」を加え、項第三号を次のように改める。

三 他の中小売商業者と合併をしようとして、又は他の中小売商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小売商業者 次に掲げる事業

口 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

第四条第二項に次の一号を加える。

四 二以上の中小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

第四条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の
一項を加える。

資している組合等の中小売商業者である組員若しくは所属員又は中小売商業者の經營管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(第六条第一号において「事業協同組合等」という。)は、主として中小売商業者である組合員又は所属員の經營の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業(当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。)について、店舗集団化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

第五条中「第三項」を「第六項」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第五条の二 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定計画に基づき設置される設備に係るものについては、同法第五条の規定

にかかるわざ、その償還期間は七年を越えかない範囲内で政令で定める期間とする。

官 報 (号 外)

第三条の二第一項、第三条の三第一項、第三条の三第二項、第三条の三第三項、第三	当該債務者	当該保証をした	中小小売商業関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該債務者とがそれぞれ 保険金額の合計額とがそれぞれ
<p>普通保険の保険関係であつて、中小小売商業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十一」とする。</p> <p>3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小小売商業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の一以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>第五条の四 第四条第六項の規定による認定を受けた公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定を受けた公益法人</p>			定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

第十一一条中「当該連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」といふ。）」を「加盟者」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条第一項中「三万円」を「十万円」に改め

第十三条第一項中「第六条第一号又は第二号に

施行期目

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に掲げる者を第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に掲げる者を第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に

「基づく高度化事業」を「当該事業」に改め、同条第（経過措置）

(経過措置)

二項中「第六条第三号に掲げる者」を「第四条第四項又は第五項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者」と、「認定計画に基づく高度化事業」を「当該事業」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一条 改正前の中小売商業振興法（以下「旧法」という。）第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に関する計画の変更の認定及び取消し並びに旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基

第十四条を次のように改める。
（主務大臣）

つく事業を実施する者に対する報告の徵取については、なお従前の例による。

第十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
2 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた画工を設置する旨の届出によ

一 第四条第四項に規定する電子計算機利用経営管理計画に関する事項については、通商産業省が係る貸付金についての中小企業近代化資金等助

業大臣及び同項各号に定める事業により経営
管理を合理化する中小売商店業者が販売する
成法の適用については、かねて前回の例による
3 旧法第四条第一項から第三項までの規定によ

主たる商品の流通を所管する大臣
二 第四条第五項に規定する専賣業者並十箇二
第三項の規定による認定を受けた連鎖化事業計
る認定を受けた計画に基づく事業（旧法第四条

に関する事項及び特定連鎖化事業に関する事項

るとして、通商産業大臣及び運送代理事業に係る主たる商品の流通を所管する大臣と密接に関連するものを含む。)の実施に必要な

第十五条中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改める。
資金に係る債務の保証についての中小企業信用保険法の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、旧法の規定中「三万円」とあるのは、「十万円」とする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「租税特別措置法第十一条第一項の表の第六号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる法人」を「商店街振興組合その他の政令で定める者」に、「から第三項まで」を「から第六項まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。第七百一条の三十四第三項第二十三号中「租税特別措置法第十一条第一項の表の第六号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる法人」を「商店街振興組合その他の政令で定める者」に、「から第三項まで」を「から第十項まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「中小小売商業振興法第二条」を「中小小売商業振興法第二条第二項」に、「第四条第四項第一号」を「第四条第七項第一号」に改め、同条第八項中「中小小売商業振興法第二条」を「中小小売商業振興法第二条第二項」に、「第四条第四項」を「第四条第七項」に改

める。

附則第三十二条の三第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 指定都市等は、事業所用家屋で中小小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた同項の商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち公衆の利便を図るためにものとして政令で定めるものに係るもの的新築又は増築で同項に規定する特定会社又は公益法人で政令で定める者(次条第七項及び第十五項において「特定会社等」という。)が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が平成八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の四十一第八項の規定を適用する。

附則第三十二条の三の二第十二項中「第八項」に「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の

一項を加える。

附則第三十二条の三の二中第十四項を第十六

項とし、第十三項を第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

15 事業所用家屋で前条第十一項に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置される施設等において特定会社等が行う事業に対しても課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

2 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第二十ニ号に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新增設に係る事業所税についての取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第四条 前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第五百八十六条第二項第十一号に規定する土地又はそ

の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

四 (事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

16 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第二十ニ号に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新增設に係る事業所税についての取得に対して課する特別土地保有税について

は、なお従前の例による。

○前田敷男君登壇、拍手

7 前条第十一項に規定する施設に係る事業所は、当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する主な内容は、出店調整手続及び機関の明確性、透

明性を高めるとともに、地方公共団体の規制の適正化を図る等の措置を講じようとするものであります。

次に、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案の主な内容は、大規模小売店舗内における輸入品専門売り場の設置について、当分の間、大店法の特例を定めようとするものであります。

次に、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案の主な内容は、商業施設及び関係公共施設を官民一体で整備し、商業の発展と良好な都市環境の形成を図ろうとするものであります。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、民活法の特定施設として、小売業の高度化を図るために施設等を新たに追加する等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小小売商業振興法の一部を改正する法律案の主な内容は、支援対象となる高度化事業の範囲を拡大するとともに、事業実施の円滑化のための助成措置を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上五案を一括議題として審議を進め、参考人から意見を聴取するとともに、出店調整手続の短縮化と大店法の役割、地域の実情を勘案した特定商業集積の形成、流通制

度の規制緩和のもとでの魅力ある町づくり等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、五案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して谷畠委員より大店法改正案及び輸入品専門売場に関する特例法案の二案に反対、自由民主党の斎藤理事より自由民主党、公明党・国民会議連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合を代表して五案に賛成、日本共産党を代表して市川委員より大店法改正案、輸入品専門売場に関する特例法案、商業集積法案及び民活法改正案の四案に反対する旨の意見がそれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、大店法改正案、輸入品専門売場に関する特例法案、商業集積法案及び民活法改正案はそれぞれ多数をもつて、小売業の高度化を図るために施設等を新たに追加する等の措置を講じようとするものであります。なお、大店法改正案及び商業集積法案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) ただいま委員長報告がありまし

た議案のうち、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案に対し、討論の通

告がござります。発言を許します。谷畠孝君。

〔谷畠孝君登壇、拍手〕

○谷畠孝君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、政府提出による大規模小売店舗の事業活動

の調整に関する法律の一部を改正する法律案並びに輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案両案に対し、反対討論を行うものであります。

大型店の出店件数は、政府の規制の動向に大きく左右されます。既に、運用の規制緩和によって、全国において大型店の出店件数が飛躍的に増加をいたしております。これ以上規制緩和をするならば、幾ら調整をすると言つても、既存の商店街や中小小売業者に致命的な影響が出るのは火を見るよりも明らかであります。日本の中小小売商業は、消費者の身近にあって、多品種・少量・多頻度購買という消費者ニーズにこたえてきました。今後、来るべき高齢化社会に向けて、その社会的役割は一層重視されなければなりません。高齢者が自宅から歩いて行けて、安全で丁寧なサービスと親しみがあり、小口の買い物ができる、政

府はそんな消費者利益こそ全力で保護し支援すべきなのであります。そして、そのため大店法は引き続き重要な役割を果たさなければなりません。自由競争をするにもルールが必要であります。私どもは、規制緩和によって大店法を骨抜きにし、かけがえのない商店街や中小小売商業をつ

ましょか。このような態度では、日本の将来のためにあるべき制度を追求することは不可能だと言わざるを得ないのであります。

私どもが政府改正案に反対する理由の第一は、この法改正が消費者利益という美名のもとに、中

官報(号外)

ぶすことは大きな社会的損失であると訴えるものであります。

反対の第二の理由は、出店調整の手続において、以前にも増して中央集権が強まつたことであります。

政府改正案によれば、これまで実質的に調整を担当ってきた事前説明や商調協を廃止して、地域からますます遠い大店審に実質審議を一元化することになつております。しかし、全国に千数百もある商調協の審議を、一県に一つか二つ、あるいは体どんない実りある審議が期待できるであります。また、地元の意見の尊重は一体どのように行われるのであります。大店審の意見聴取、商工会議所による意見集約については、いま十分な説明はないままなのであります。これで、中小業者のみならず、国民に納得せよといふのは無理と言わざるを得ません。さらに、地元の声は聞くが調整はさせない、一年内で結審され、不満があつても異議申し立ての権利は認めない、これが改正案の趣旨であります。こんな非民主的で中央集権的な体制があつていいわけがありません。さらに、この改正案には自治体の独自規制の抑制が明記されております。地域に直接責任を負う自治体が判断した施策を国がやめさせると、いふのは、地方自治法の精神を政府みずからが明らかに踏みにじるものであり、絶対認めるわけにはまいりません。

第三の理由は、改正案の附則第二条で、改正法施行の日から二年以内に必要な措置を講ずるとあります。それでなくても大店法に対しても講ずるとあります。

の目行政と批判が強い中にあって、なし崩し的にあります。

廃止もあり得るということでは、ますます中小売業者の皆さんは強い不安を感じざるを得ないのとあります。

以上の点から、私どもは政府が大店法改正案を撤回されることを強く要求したいと考えます。

私も日本社会党は、出店調整の権限を自治体に任せることを提案したいのであります。商業は地域性が強く、地域の実情に精通している自治体が調整することが最もふさわしいのであります。

また、最近の大型店の出店は、大型化、複合化、そして郊外化する傾向があります。それだけに、商業だけでなく、交通問題、ごみ問題など都市問題としてもその影響は非常に大きなものであります。したがつて、自治体が総合的観点から、あるいは町づくりの観点から出店調整することがますます重要になつていていることを私どもは強く指摘しておきたいと思います。

次に、いわゆる輸入特例法案について反対理由を説明いたします。

まず何よりも、この法案においては輸入品の規定があつまっています。日本の企業による逆輸入や加工品の取り扱いなど輸入品の判別は極めて困難であり、トラブルの原因をつくることは明白

であります。また、輸入品だけが中小売業者に影響を与えないというはずもなく、輸入品も大店法の枠組みの中で調整することが必要であります。

政府が真に輸入を拡大するというなら、このようなく、圧倒的な数で国民の生活に密着する中小売業者にこそ輸入ルートの確立など積極的な支援を行なべきだということをつけ加えておきたいと考えます。

以上、四点にわたつて両法案への反対理由を述べましたが、最後に一言申し上げます。

いわゆるブッシュホンというようなものによつて、海部内閣の政治姿勢は、アメリカが要求すれば何でも言うことを聞き、逆に日本国民にはビ比亚で冷たいものになつていると言わざるを得ません。海部首相が独立国最高首脳として国民の声に謙虚に耳を傾け、改めて政府提案の両法案を撤回することを要求して、反対討論を終わりたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

○議長(土屋義彦君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 本案に賛成の諸君の起立を認めます。

における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

○議長(土屋義彦君) 本案に賛成の諸君の起立を認めます。

官 報 (号 外)

これについて外務大臣、防衛庁長官及び環境庁長官の出席を求めて質疑を行いました。さらに、三人の参考人から意見を聴取するとともに、委員と参考人が懇談形式で自由な質疑を行いました。

調査におきましては、冷戦の終結、湾岸戦争など国際情勢の著しい変化を背景にした新しい国際秩序の構築と、これに対する我が国の役割を中心に、中東問題の包括的解決のための国際協力とアラブ諸国のイニシアチブを尊重した枠組みの形成、紛争地域に対する武器輸出規制のための国際的基準の作成、中東地域の安定に資する水問題解決への積極的貢献、平和の醸成と紛争の未然防止に向けた国連の機能強化、国連の抜本的改造と軍縮、環境及び情報に関する複数の安全保障理事会の設置、アジア・太平洋地域における脱冷戦状況を真の冷戦終結に導くための軍縮・軍備管理の制度化と多面的・総合的な安全保障政策の形成及び我が国一国だけでなくアジア諸国と協力した貢献策の検討、人類の安全保障にとって極めて重要な地球規模の環境保全に対するリーダーシップの発揮などの諸点に関して論議が行われました。

本日、以上のような第二年目の調査について報告書をまとめ、これを中間報告として議長に提出した次第であります。

今日、世界は歴史の交換期と呼ぶにふさわしい時代を迎えておりますが、九〇年代において、我が国がいかなる国際的役割を果たすかは、広く世界が注目しているところであります。

これについて外務大臣、防衛厅長官及び環境厅長官の出席を求めて質疑を行いました。さらに、三つの参考人から意見を聴取するとともに、委員会が懇談形式で自由な質疑を行いました。

本調査会は今後とも、外交・総合安全保障に関する長期的かつ総合的な調査を行い、もって我が国の国際的役割に関する指針を得るため、一層充実した調査を進めてまいる所存であります。

次いで、第二年度におけるテーマとされまし
「エネルギー需給構造の問題点と今後のあり方」に
関しその経過と結果につきまして中間報告書をさ
とめ、本日、議長に提出いたしました。

また、総合エネルギー調査会の策定による「長期エネルギー需給見通し」については、省エネルギーを推進するための国際協力の重要性、地球環境保全に対応した非化石燃料へのシフト及び未利用地エネルギー活用の必要性などが指摘されたのに 対し、省エネルギーの将来目標を達成するための具体的方法、原子力発電問題の見通し並びに新エネルギーの供給目標を実現する可能性等について ただされました。

第二に、エネルギー需要構造のあり方について
は、民生部門の省エネルギー対策としてエネル
ギー機器の効率化の向上を図るとともに、電力の
季節料金の導入強化など価格メカニズムの一層の
活用のほか、コンバインドサイクル発電及びヒー
トポンプの利用促進などの必要性を指摘されたの
に対し、エネルギーの効率化推進の方法、エネル
ギー価格と消費との関係及び省エネルギー投資の
誘導政策の進め方等についてただされました。

第三回 地球温暖化問題に配慮した非化石エネルギーへの依存度の向上と二酸化炭素の発生量の大きい

エネルギーへの依存度の低減を目指した供給構造を実現するため、LNGの供給源の多様化と我が国資本による資源開発の推進、原子力の開発・導

入に当たつての慎重な進め方及び石炭の利用効率向上を図るための技術開発の必要性等を指摘しております。

卷之三

経済成長との関係、LNGの価格形成のあり方、原発事故を踏まえた電力会社による検査体制の再

検討の必要性及び石炭の環境負荷軽減の技術的開発の見通しなどのほか、第八次石炭政策期間終了後の国内炭の位置づけ等に關し、緊急時における安全保障の観点からの現存炭鉱の維持、最終年度における過剰貯炭を除外した供給規模実現の必要性並びに地域性・雇用問題の観点からの議論の必要性等についてただされました。

本調査会は、第百十九回国会以降において調査会の開会四回、延べ十四名の参考人からそれぞれ意見の聴取及び質疑等を行つてまいりましたが、

初年度及び第二年度における調査の検討をさらに深めるとともに、今後の内外における経済社会情勢の変化などに応じて当然に新たな課題への取り組みも想定されるため、これらの課題にも適切に対処しつつ、最終報告に向けてさらに充実した調査を進めていく所存であります。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号外)

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、本日法務委員長外十委員長から報告書が提出されました。法務局、更生保護官署、入国管理官署の大額増員に関する請願外五百五十七件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

○六号、第二五四九号、第一六五〇号、第二六六二号、第二七〇七号、第二七九七号

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

第一四九五号、第一五〇七号、第一五一〇

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大額増員に関する請願(三十五件)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

審査報告書(法務委員会)
(請願審査報告第一号)

平成三年五月八日

法務委員長 矢原 秀男
参議院議長 十屋 義彦殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大額増員に関する請願

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり

山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願(十件)

中国山西地区残留同胞の現地復員処理無効確認とは正に関する請願

元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願(三件)

旧溝洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特許機関職員として追加規定することに関する請願(七件)

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(二件)

旧溝洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特

殊機関職員として追加規定することに関する請願(七件)

元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願(三件)

旧溝洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特

殊機関職員として追加規定することに関する請願

平成三年五月八日

内閣委員長 井上 孝

参議院議長 十屋 義彦殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

恩給制度の充実・改善に関する請願

平成三年五月八日

第四一六号、第四四五五号

官報号外(号)

中国山西地区残留同胞の現地復員処理無効確認と是正に関する請願

第二〇二三号

元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰勞給付金未受給者に対する処遇に関する請願

第一四五五号、第一七五八号、第一九七六号

学校事務職員・栄養職員給与費への義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

第一一二三号、第一六〇号、第二一四号、第一二五八号

学校事務職員・栄養職員給与費への義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

(二件)

青少年の健全育成を阻害するおそれのある図書等追放対策の強化に関する請願

私学助成制度の充実強化に関する請願

青少年の健全育成を阻害するおそれのある図書等追放対策の強化に関する請願

有害図書等追放対策の強化に関する請願

青少年の健全育成のためのコミック雑誌等有害書等追放対策の強化に関する請願

審査決定した。よって報告する。

平成三年五月八日

外務委員長 岡野 裕

参議院議長 土屋 義彦殿

建設委員長 矢田部 理

参議院議長 土屋 義彦殿

採択すべきもの

(内閣に送付するを要するもの)

公共投資の拡大による財政対策の充実に関する請願

第四二〇号、第四五九号

朝鮮民主主義人民共和国との国交回復早期実現に関する請願

第四二七号、第四六六号

「子どもの権利条約」の批准と実行に関する請願

第一七四三号、第一七四五号、第一七八八号、第二四一六号、第二四一九号、第一四八八号、第二七二〇号、第二七四〇号、第一二七五七号、第三三九七号

「子どもの権利条約」の批准と実行に関する請願

第一七八九号

「子どもの権利条約」の批准と実行に関する請願

第一一八九一号、第二六六九号

「子どもの権利条約」の早期批准に関する請願

第一一八九二号、第二七九九号

「子どもの権利条約」の早期批准に関する請願

第一一八九三号

「子どもの権利条約」の早期批准に関する請願

第一一八九四号

「子どもの権利条約」の早期批准に関する請願

第一一八九五号

「子どもの権利条約」の早期批准に関する請願

第一一八九六号

「子どもの権利条約」の早期批准に関する請願

第一一八九七号

「子どもの権利条約」の早期批准に関する請願

第一一八九八号

「子どもの権利条約」の早期批准に関する請願

平成三年五月八日

外務委員長 岡野 裕

参議院議長 土屋 義彦殿

採択すべきもの

(内閣に送付するを要するもの)

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第四一一号、第四五〇号、第一〇五〇号

朝鮮民主主義人民共和国との国交回復早期実現に関する請願

第四二七号、第四六六号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一八九九号

朝鮮民主主義人民共和国との国交回復早期実現に関する請願

第一一九〇〇号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九〇一号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九〇二号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九〇三号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九〇四号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九〇五号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九〇六号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九〇七号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九〇八号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九〇九号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

第一一九一〇号

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願

審查報告書（農林水產委員會
請願審查報告第一號）

審査報告書(農林水産委員会
請願審査報告第一号)

平成三年五月八日

農林水産委員長 吉川 博
参議院議長 土屋 義彦殿

卷之三

六甲山系の保安林の保護に関する請願
第三三二一號

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願(八十九件)

審査報告書（運輸委員会）
（請願審査報告第一号会）

平成三年五月八日

參議院議長　十屋　義彦殿

〔内閣に送付するを要するもの
採択すべきもの

用に関する請願(別紙意見書案添付)

第三二号、第二六号、第三三八号、第三三九号、第三四〇号、第三四一号、第三四二号、第三四三号、第三四四号、第三四五号、第三四六号、第三四七号、第三四八号、第三四九号、第三五〇号、第三五一号、第三五二号、第三五三号、第三五四号、第三五五号、第三五六号、第三五七号、第三五八号、第三五九号、第三六〇号、第三六一号、第三六二号、第三六三号、第三六四号、第三六五号、第三六六号、第三六七号、第三六八号、第三六九号、第三七〇号、第三七一号、第三七二号、第三七三号、第三七四号、第三七五号、第三七六号、第三七七号、第三七八号、第三七九号、第三八〇号、第三八一号、第三八二号、第三八三号、第三八四号、第三八五号、第三八六号、第三八七号、第三八八号、第三八九号、第三九〇号、第七五一号、第七五二号、第七五三号、第七五四号、第七五五号、第七五六号、第七五七号、第七五五号、第八二二号、第八二三号、第九九九号、第一一〇〇号、第一一〇一五号、第一一〇七三号、第一一二五号、第一一五〇号、第一二五七号、第一四七六号、第一七八四号、第一七八六号。

号、第一七九一号、第一八二八号、第一八四一号、第一八九九号、第二〇五二号、第二三三〇号、第二五四二号、第三四三三

大正年月日
參議院議長土屋義彦
内閣總理大臣海部俊樹殿

意見書案

審査報告書（環境特別委員会）
（請願審査報告第一号）

一、JR旅客鉄道会社、航空事業各社、並びに民間交通機関が実施する身体障害者旅客運賃割引制度を、精神薄弱者にも同等に適用すること。
二、日本道路公団等が実施する身体障害者割引

障害者本人の送迎・移動・交通等のために使用する自動車の通行料金について、同等の割引制度を適用すること。

一、採択すべきもの

日本道路公団等関係機関に対し、前記の身体障害者割引制度を精神薄弱者にも適用するよう強

く要請、指導するとともに、割引制度の適用を早期に実施すること。

との願意であるが、右のうち、二項、及び三項のうち「日本道路公団等関係機関」の部分を除き、おむね妥当と認められる。

内閣においては、今後検討の上、その実現に努
力されたい。

号、第二三四一號、第一三三四三號、第二三
四五號、第二三四六號、第一三三四〇號、第
二三五二號、第二三七三號、第二三三九九
號、第二四一〇號、第二四一〇號、第二四
六一號、第二四九四號、第二四九五號、

二四号、第三〇九五号、第三〇九八号、第

三一〇五号、第三一一五号、第三二五六号

文教委員会
一、学校教育法の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第六号）

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第七号）

○議長（土屋義彦君）これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書

一、昭和六十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年

度政府関係機関決算書

一、平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度國民生活に関する調査会

一、平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、選挙制度に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査会

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査会

○議長(土屋義彦君) 日程第一 常任委員長の選舉
これより欠員中の商工委員長の選舉を行います。

○査掛哲男君 商工委員長の選舉は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○稲村稔夫君 私は、ただいまの査掛君の動議に賛成いたします。

○議長(土屋義彦君) 査掛君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、商工委員長に岩本政光君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(土屋義彦君) 今期国会の議事を終了するに際し、一言ごあいさつを申し上げます。
昨年十二月十日に召集されました今常会も、本日をもって百五十日間にわたる会期を円満に終了する運びとなりました。この間、議員各位におかれましては、沿岸危機対策、平成三年度総予算など数多くの重要案件について、極めて精力的に審議を尽くされました。

ここに、各位の御努力に対し、心から感謝の意を表する次第であります。

内外の時局いよいよ多端の折から、各位におか

れましては、御自愛の上、ますます御活躍ください

いますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。(拍手)

これにて休憩いたします。

午後二時一分休憩
〔休憩後開議に至らなかつた〕

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	土屋 義彦君	小山 一平君	寺崎 昭久君	白浜 一良君	今泉 隆雄君	中川 嘉美君	西川 潔君	鈴木 貞敏君	猪木 寛至君	重二君	野村 五男君	針生 雄吉君	星野 朋市君	田辺 哲夫君	及川 順郎君	下村 泰君	矢原 秀男君	喜屋武真榮君	小西 博行君	岩本 政光君	太田 淳夫君	和田 教美君	広中和歌子君	
木庭健太郎君																										
藤田 雄山君																										
上杉 光弘君																										
大島 慶久君																										
加藤 武徳君																										
田中 正巳君																										
藤田 雄山君																										
須藤良太郎君																										
永野 茂門君																										
高橋 清孝君																										
平野 清君																										
大塚清次郎君																										
守住 有信君																										
吉川 博君																										
石原健太郎君																										
大河原太一郎君																										
岡部 三郎君																										
柳川 覚治君																										
高木 正明君																										
田代由紀男君																										
後藤 正夫君																										
仲川 幸男君																										
伊江 朝雄君																										
鈴木 省吾君																										
原 文兵衛君																										
井上 吉夫君																										
鶴岡 洋君																										
計君																										
坂野 重信君																										
斎藤 十朗君																										
中曾根弘文君																										
岩崎 篤君																										
久世 公堯君																										
松浦 孝治君																										
木暮 山人君																										
鎌田 要人君																										
清水嘉与子君																										
石渡 清元君																										
井上 章平君																										
岡野 裕君																										
大城 真順君																										
向山 一人君																										
藤井 孝男君																										
竹山 裕君																										
田沢 智治君																										
松浦 功君																										
村上 正邦君																										
斎藤栄三郎君																										
野末 陳平君																										
沢田 一精君																										
大鷹 淑子君																										
初村滝一郎君																										
平井 卓志君																										
佐々木 滉君																										
井上 裕君																										
高岡 淳君																										
西野 康雄君																										
村田 誠醇君																										

官 報 (号 外)

議長の報告事項

木庭健太郎君　白浜　一良君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案
(上原康助君外七名提出) (衆第一四号)
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出出来を承認することと議決（この旨衆議院に通知）。

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合規約 （略称：マドリード規約）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

**地方交付税法等の一部を改正する法律案
日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法**

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する 法律

四一

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案(閣法第九〇号)審査報告書

同日内閣から、参議院議員既正敏君提出掃海艇の中東派遣に関する質問については、検討する必要

があり、これに日時を要するため、五月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段

の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員既正敏君提出湾岸危機に伴う多国籍軍のサウジ駐留と国連安保理決議と

の関連に関する質問については、検討する必要が

あり、これに日時を要するため、五月二十二日ま

でに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員既正敏君提出「アジ

ア・太平洋地域の戦略的枠組み」に関する質問に

ついては、検討する必要があり、これに日時を要

するため、五月二十二日までに答弁する旨の国会

法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受

領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

第一百十九回国会参議院において採択された請願

の処理経過

同日国会において承認することを議決した次の件

を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の讓

渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の

協定の締結について承認を求めるの件

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国

際連合条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

した者等の出入国管理に関する特例法

地方交付税法等の一部を改正する法律

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法

律

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する

法律

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び

合理化に関する法律

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知し

た。

日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対

照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対

照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

国連安保理における有権的解釈提示の手続きに

関する質問主意書(既正敏君提出)

去る二日衆議院から予備審査のため次の議案が送

付された。よって議長は即日これを委員会に付託

した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく

平成二年度観光の状況に関する年次報告及び平成

三年度において講じようとする観光政策について

の文書を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規

定に基づく「平成二年度交通事故の状況及び交通

の処理経過

同日国会において承認することを議決した次の件

を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

安全施策の現況及び「平成三年度において実施す

べき交通安全施策に関する計画」の報告を受領し

た。

同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長か

ら、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づ

く平成二年日本銀行政策委員会年次報告書を受領

した。

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

大蔵委員

商工委員

文教委員

二木 秀夫君

仲川 幸男君

井上 裕君

運輸委員

二木 秀夫君

中村 太郎君

野沢 太三君

通信委員

二木 秀夫君

井上 裕君

予算委員

二木 秀夫君

農林水産委員

二木 秀夫君

野別 隆俊君

大渕 純子君

岩本 久人君

岩本 久人君

辯任

大渕 純子君

岩本 久人君

辯欠

岩本 久人君

辯欠

大渕 純子君

辯欠

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(村山富市君外六名提出)(衆第一五号)

文教委員会に付託

一昨六日埼玉県選出議員名尾良孝君が逝去され

た。

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が提出された。

一昨六日埼玉県選出議員名尾良孝君が逝去され

た。

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が提出された。

一昨六日埼玉県選出議員名尾良孝君が逝去され

た。

官 報 (号外)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)衆第一七号)

国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第一八号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案(議院運営委員長提出)(衆第一八号)

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく平成二年度社会保障制度審議会報

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百九十年の国際労働機関第七十七回総会において採択された条約及び議定書並びに勧告

地方行政委員会

野村 五男君 辞任 補欠

井上 裕君 星川 保松君 辞任 補欠

藤井 孝男君 真島 一男君 下条進一郎君 中村 太郎君

佐々木 満君 宮崎 秀樹君 峰山 昭範君 岩田 広君 秋山 雄君

白浜 一良君 佐々木 満君 野沢 太三君 下条進一郎君

真島 一男君 佐々木 満君 仲川 幸男君 真島 一男君

白浜 一良君 佐々木 満君 仲川 幸男君 真島 一男君

議院運営委員会

常松 克安君 辞任 補欠

星川 保松君 磯村 修君 辞任 補欠

峰山 昭範君 峰山 昭範君 峰山 昭範君

藤井 孝男君 本日議長において、次のとおり特別委員会を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

岡田 広君 本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

星川 保松君 (星川保松君の補欠)

秋山 雄君 本日議長において、次のとおり特別委員会を許可し、その補欠を指名した。

星川 保松君 (星川保松君の補欠)

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

中小売商業振興法の一部を改正する法律案

本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨の通知書を院に通知した。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

消費税法の一部を改正する法律案

本日衆議院から、本院の回付した次の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

国会法の一部を改正する法律案

本日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

育児休業等に関する法律案

本日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一七号)審査報告書

消費税法の一部を改正する法律案(衆第一六号)審査報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号)審査報告書

国会法の一部を改正する法律案(衆第一八号)審査報告書

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案(閣法第三九号)審査報告書

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(閣法第四〇号)審査報告書

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)審査報告書

中小売商業振興法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)審査報告書

法務委員会請願審査報告書(第一号)

内閣委員会請願審査報告書(第一号)

外務委員会請願審査報告書(第一号)

文教委員会請願審査報告書(第一号)

社会労働委員会請願審査報告書(第一号)

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)

商工委員会請願審査報告書(第一号)

運輸委員会請願審査報告書(第一号)

建設委員会請願審査報告書(第一号)

外交・総合安全保障に関する調査報告書(中間報告)

産業・資源エネルギーに関する調査報告書(中間報告)

同報告

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(百十八回国会参第六号)

一、平成元年度国有財産増減及び現在額統計書

一、平成元年度国庫収支決算、平成元年度政府関係機関決算書

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する継続調査の要求書が提出された。

一、議院及び教育職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律案(百十八回国会参第八号)

一、社会労働委員会

一、積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案(百十八回国会参第一号)

一、原子爆弾被爆者等援護法案(百十八回国会参第四号)

一、国会

一、住宅基本法(百十八回国会参第一号)

一、昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書

一、昭和六十三年度国有財産増減及び現在額統計書

一、租税及び金融等に関する調査

一、教育、文化及び学術に関する調査

一、平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国庫収支決算書、平成元年度政府関係機関決算書

一、平成元年度国有財産増減及び現在額統計書

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する継続調査の要求書

一、議院及び教育職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律案(百十八回国会参第八号)

社会労働委員会	一、社会保障制度等に関する調査	沖縄及び北方問題に関する特別委員会
農林水産委員会	一、農林水産政策に関する調査	一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
商工委員会	一、産業貿易及び経済計画等に関する調査	土地問題等に関する特別委員会
運輸委員会	一、運輸事情等に関する調査	一、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査
通信委員会	一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査	外交・総合安全保障に関する調査会
建設委員会	一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査	一、外交・総合安全保障に関する調査
予算委員会	一、予算の執行状況に関する調査	国民生活に関する調査会
決算委員会	一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査	一、国民生活に関する調査
科学技術特別委員会	一、科学技術振興対策樹立に関する調査	産業・資源エネルギーに関する調査会
環境特別委員会	一、科学技術振興対策樹立に関する調査	一、産業・資源エネルギーに関する調査
災害対策特別委員会	一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査	本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
選挙制度に関する特別委員会	一、災害対策樹立に関する調査	委員派遣承認要求書
平成三年五月八日	右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十二条の二により承認を求めます。	本日議員から次の質問主意書が提出された。
参議院議長　土屋 義彦殿	科学技術特別委員長　和田 教美	新中期防衛力整備計画(新中期防)に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)
法律	賃金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律	我が国の河川行政の閉鎖的体質が招いた長良川河口堰に係る諸問題に関する質問主意書(清水澄子君提出)
		米軍機による岩手県宮古市での被害に関する質問主意書(小川仁一君提出)
		河口堰に係る諸問題に関する質問主意書(清水澄子君提出)
		本日次の質問主意書を内閣に転送した。
		新中期防衛力整備計画(新中期防)に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)
		我が国の河川行政の閉鎖的体質が招いた長良川河口堰に係る諸問題に関する質問主意書(小川仁一君提出)
		河口堰に係る諸問題に関する質問主意書(清水澄子君提出)
		本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。
		中小売商業振興法の一部を改正する法律
		特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法
		輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律
		大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律
		消費税法の一部を改正する法律
		新中期防衛力整備計画(新中期防)に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)
		我が国の河川行政の閉鎖的体質が招いた長良川河口堰に係る諸問題に関する質問主意書(清水澄子君提出)
		米軍機による岩手県宮古市での被害に関する質問主意書(小川仁一君提出)
		河口堰に係る諸問題に関する質問主意書(清水澄子君提出)
		本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。
		中小売商業振興法の一部を改正する法律
		特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法
		輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律
		大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律
		消費税法の一部を改正する法律

二、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(第百十八回国会参第七号)

三、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百十八回国会参第八号)

四、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案(参第一号)

二、原子爆弾被爆者等援護法案(第百十八回国会参第四号)

三、社会保障制度等に関する調査

四、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

電波に関する調査

建設委員会

一、住宅基本法案(参第一号)

二、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書

二、昭和六十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書

五、平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

六、平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

七、平成元年度国有財産の管理に関する調査

八、平成元年度国有財産の管理に関する調査

九、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十一、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十二、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十三、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十四、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十五、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十六、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十七、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十八、平成元年度国有財産の管理に関する調査

十九、平成元年度国有財産の管理に関する調査

二十、平成元年度国有財産の管理に関する調査

二十一、平成元年度国有財産の管理に関する調査

二十二、平成元年度国有財産の管理に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査会

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

本日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

第一四号)

三、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(村山富市君外六名提出、衆法第一五号)

四、行政機構並びにその運営に関する件

五、恩給及び法制一般に関する件

六、公務員の制度及び給与に関する件

七、典典に関する件

八、地方自治に関する件

九、地方財政に関する件

十、警察に関する件

十一、消防に関する件

十二、内閣提出第八三号)

十三、裁判所の司法行政に関する件

十四、民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

十五、国内治安及び人権擁護に関する件

十六、外務委員会

十七、国際情勢に関する件

十八、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十八回国会閣法第一八号)

十九、国際情勢に関する件

二十、税制に関する件

二十一、關稅に関する件

二十二、金融に関する件

二十三、証券取引に関する件

官報(号外)

- 六、外國為替に関する件
 - 七、国有財産に関する件
 - 八、専売事業に関する件
 - 九、印刷事業に関する件
 - 一〇、造幣事業に関する件
- 文教委員会
- 一、学校教育法等の一部を改正する法律案
(中西續介君外一名提出、第百十八回国会衆法第九号)
 - 二、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(吉田正雄君外一名提出、第百十八回国会衆法第一〇号)
 - 三、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出、第百十八回国会衆法第一号)
 - 四、文教行政の基本施策に関する件
 - 五、学校教育に関する件
 - 六、社会教育に関する件
 - 七、体育に関する件
 - 八、学術研究及び宗教に関する件
 - 九、国際文化交流に関する件
 - 十、文化財保護に関する件
- 社会労働委員会
- 一、医療法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十八回国会衆法第六七号)
 - 二、老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

- 三、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)
 - 四、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)
 - 五、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案(内閣提出第九三号)
 - 六、厚生関係の基本施策に関する件
 - 七、労働関係の基本施策に関する件
 - 八、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
 - 九、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
- 一、農林水産業の振興に関する件
 - 二、農林水産物に関する件
 - 三、農林漁業災害補償制度に関する件
 - 四、農林水産金融に関する件
 - 五、農林水産業団体に関する件
 - 六、社会保険に関する件
 - 七、体育に関する件
 - 八、学術研究及び宗教に関する件
 - 九、国際文化交流に関する件
 - 十、文化財保護に関する件
- 商工委員会
- 一、通商産業の基本施策に関する件
 - 二、中小企業に関する件
 - 三、資源エネルギーに関する件
 - 四、特許及び工業技術に関する件
 - 五、経済の計画及び総合調整に関する件
 - 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 九、国土行政の基本施策に関する件

- 運輸委員会
- 一、陸運に関する件
 - 二、海運に関する件
 - 三、航空に関する件
 - 四、港湾に関する件
 - 五、海上保安に関する件
 - 六、観光に関する件
 - 七、気象に関する件
- 通信委員会
- 一、通信行政に関する件
 - 二、郵政事業に関する件
 - 三、郵政監察に関する件
 - 四、電気通信に関する件
 - 五、電波監理及び放送に関する件
- 建設委員会
- 一、住宅基本法案(吉井光昭君外二名提出、衆法第三号)
 - 二、総合保養地整備法の一部を改正する法律案(木間章君外十名提出、衆法第一一号)
- 環境委員会
- 一、空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案(小川国彦君外三名提出、第百十八回国会衆法第一二号)
 - 二、環境保全の基本施策に関する件
 - 三、公害の防止に関する件
 - 四、自然環境の保護及び整備に関する件
 - 五、快適環境の創造に関する件
 - 六、公害健康被害救済に関する件
 - 七、公害紛争の処理に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
 - 二、予算の実施状況に関する件
 - 三、建設行政の基本施策に関する件
 - 四、都市計画に関する件
 - 五、河川に関する件
 - 六、道路に関する件
 - 七、住宅に関する件
 - 八、建築に関する件

- 科学技術委員会
- 一、科学技術振興の基本施策に関する件
 - 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
 - 三、宇宙開発に関する件
 - 四、海洋開発に関する件
 - 五、生命科学に関する件
 - 六、新エネルギーの研究開発に関する件
 - 七、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 連絡委員会
- 一、陸運に関する件
 - 二、海運に関する件
 - 三、航空に関する件
 - 四、港湾に関する件
 - 五、海上保安に関する件
 - 六、観光に関する件
 - 七、気象に関する件
 - 八、電気通信に関する件
 - 九、電波監理及び放送に関する件
 - 十、建設行政に関する件
 - 十一、郵政事業に関する件
 - 十二、郵政監察に関する件
 - 十三、公害の防止に関する件
 - 十四、自然環境の保護及び整備に関する件
 - 十五、快適環境の創造に関する件
 - 十六、公害健康被害救済に関する件
 - 十七、公害紛争の処理に関する件
 - 十八、予算の実施状況に関する件
 - 十九、予算の実施状況に関する件
 - 二十、建設行政の基本施策に関する件
 - 二十一、都市計画に関する件
 - 二十二、河川に関する件
 - 二十三、道路に関する件
 - 二十四、住宅に関する件
 - 二十五、建築に関する件
 - 二十六、国土行政の基本施策に関する件
- 決算委員会
- | | |
|---|--|
| 一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算
昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算
昭和六十二年度国税収納金整理資金受払
計算書 | 二、昭和六十二年度政府関係機関決算書
昭和六十二年度国有財産増減及び現在額 |
|---|--|
- 総計算書

調査報告書

外交・総合安全保障に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成三年五月八日

外交・総合安全保障
に付する調査会長 中西 一郎

参議院議長 土屋 義彦殿

外交・総合安全保障に関する調査報告(中間報告)

目次

審議経過

(一) 調査概要

(二) 国務大臣の出席を求めての調査

1 わが国の中東外交

2 ポスト冷戦時代の国連の役割
3 わが国の国連協力と外交の基調
4 新中期防と防衛費の削減
5 地球環境問題

(二) 参考人の出席を求めての調査

1 わが国の国際貢献と国連の機能強化

2 湾岸戦争後の中東安定化の展望
3 アジア・太平洋地域におけるわが国の役割

審議経過

本期の調査会は、平成元年八月七日(月)に設置され以来一年が経過しようとしている。

第一回目は、「最近の国際情勢」、「地球環境」、「ソ連・東欧の情勢変化とアジアの政治情勢及び安全保障」及び「日米経済摩擦と今後の両国関係」について調査を行い、平成二年六月二二日(金)に、調査報告書(中間報告)を議長に提出した。第二回目は、平成三年二月一八日(月)に、「九〇年代の日本の役割—環境と安全保障のあり方—」を調査テーマとすることを決定し、国務大臣の出席を求めて質疑を行った。次いで、四月二二日(金)に、調査テーマのうち「安全保障のあり方」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。なお、平成三年二月五日(火)から七日(木)まで、長崎県及び兵庫県に委員派遣を行った。

昨年八月、イラクのクウェート侵略により発生した湾岸危機は、この地域における国際の平和と安全を回復するための多国籍軍による武力行使へと進んだ。政府は、中東・湾岸貢献策として、当初、総額四〇億ドル、さらに九〇億ドルの追加拠出を行うこととし、また、自衛隊機による中東避難民輸送のための準備を進めた。本調査会が中山外務大臣、池田防衛庁長官及び愛知環境庁長官の出席を求めて行った調査は、このような状況を背景に行われ、わが国の中東外交、ポスト冷戦時代の国連の役割、新中期防と防衛費の削減、地球環境問題等が取り上げられた。

争の正式停戦が成立した日に、参考人として清水学アジア経済研究所主任調査研究員、功刀達朗国際基督教大学教授及び鈴木佑司法政大学教授の出席を求めて行なった調査では、ポスト冷戦、ポスト湾岸における国際秩序の構築とわが国の役割の視点から意見を聴取し、懇談形式による質疑を行つた。本調査会の調査テーマ「九〇年代の日本の役割—環境と安全保障のあり方—」に基づく調査の概要是、次のとおりである。

(一) 国務大臣の出席を求めての調査

1 わが国の中東外交

2 ポスト冷戦時代の国連の役割

3 わが国の国連協力と外交の基調

4 新中期防と防衛費の削減

5 地球環境問題

中東避難民輸送のための自衛隊機の派遣問題については、法的的にも、国民の合意を得るのも無理なことを、政府は世論を無視して強引にやるだけでなく、わが国のエネルギー安全保障のために極めて重要であるとの認識から、当事国のみならず関係国を含む中東の安定は、世界平和のためだけではなく、わが国のエネルギー安全保障のためにも極めて重要であるとの認識から、当事国のみならず関係国を含む国際的協議による包括的解決のため、国連を中心とした国際社会の協力と、アラブ諸国のイニシアチブを十分尊重した枠組みの構築が必要であるとの意見が示された。政府は、パレスチナ問題を除外した中東の平和と安定は期待できないので、中東の恒久平和、安全保障、軍縮、経済復興、パレスチナ問題の解決を含めた国際会議が持たれることは当然であり、わが国はそのような中東地域全体の国際会議に積極的に協力していくとの見解を示した。

また、わが国は、経済援助を通じてイラクの軍事大國化を結果的に助けてきたとの反省に立つて、わが国の政府開発援助(ODA)を、例えば国に見られたように東西の冷戦構造は克服されたと

官報(号外)

の認識を示し、さらに、国連でも安全保障理事会で米ソが互いに拒否権行使せず、国際の平和と安全のために話し合う環境が醸成されており、国連は国際の平和と安全の維持の分野で初めて機能し始めたとの認識を示した。こうした見方に対しても、確かに米ソ関係を中心に国際情勢の変化が起ころうはいるが、ソ連の対米協調主義的な態度の中では、ワルシャワ条約機構が解体状況になる一方、北大西洋条約機構は存続し、日米安全保障条約とともに、冷戦の産物である軍事同盟が依然として維持されているとの意見があつた。

また、イラクのクウェート侵略に際して採られた措置をめぐっては、侵略を放置すれば国際社会に類似の事件が発生することになり、国連安全保障理事会決議に基づいた加盟国による今回の武力行使は、国際秩序維持の観点からやむを得なかつたとの意見が示される一方で、侵略は断じて許されないが、大国主導の武力行使にまで進んだことは、今後の世界秩序の確立という点から見ると、重大な逆行になるとの意見も示された。

に下がっており、正面装備は契約ベースで二・三%のマイナスを示すなど、極めて控え目なものであると説明した。

新中期防決定後、政府は、わが国の湾岸貢献策の一環として、湾岸平和基金に追加提出する一兆

一七〇〇億円の財源に充てるため、平成三年度の

防衛関係費を後年度負担を含めて約一〇〇〇億円減額することとした。これに関して、減額の対象となる平成三年度予算に計上された主要装備は後年度に復活することはないか、一〇〇〇億円は新中期防の所要経費総額の目途である二二兆七五〇〇億円から実際に削減されるのか、新中期防五年間の装備計画は見直すことになるのかといった問題が指摘された。

5 地球環境問題
わが国と国民の安全保障を確保する上で、外交努力や防衛力の充実は極めて大切であるが、地球規模の環境保全は人類の安全保障にとって極めて重要であり、これを無視したわが国の外交と安全保障を考えることはできないとの立場から、わが国は二世紀に向けて地球環境の保全にリーダーシップを発揮し、途上国の環境保全対策を始め様々な貢献をするほか、特に、気候変動枠組み条約の交渉に積極的に参加し、国際的な合意形成に貢献すべきであるとの意見が示された。政府からは、地球環境問題は、あらゆる人種、国境、思想、信条、文化、歴史を乗り越え、人類が力を合わせて解決に取り組まなければならない課題であ

り、人類の生存基盤にかかる重大問題であるとの認識が示された。そのため、地球環境問題を内政、外交上の最優先課題の一つに位置付け、地球環境保全に関する関係閣僚会議で申し合わせた基本方針に従い、取組みを強化しているとの説明があつた。

他方、湾岸戦争による大量の原油流出と油井炎上は、海の生態系の破壊、大規模な大気汚染をもたらし、地球規模の環境に影響を与える深刻な事態が予想されるので、緊急な取組みが必要であるとの意見があつた。政府は、地球環境の破壊、周辺諸国民の社会生活への悪影響といったあらゆる観点から大変憂慮すべき事態であると受け止め、国際的な協調の下に、現地における調査、対策立案などを実施するなどして、海湾戦争の影響を最小限に抑えようとしている。

(1) 参考人の出席を求めての調査
1 わが国の国際貢献と国連の機能強化
(1) 國際情勢の現状認識
功刀達郎参考人は、世界は今、大変革の一〇年を迎えたといわれ、これが良い方向に向かっているのか、あるいは動乱の時期を再び迎えたのかに對する懼りと、戦争への決別を求める意識が一般の民衆の間に高まりつつあるとし、現状は混乱と秩序のはざまにあり、カオスへの逆流を押しとどめ、希望に満ちた新世界を開くため、世界全体としてのコンセンサスを形成し、多国間の政策協調を推進することが肝要であり、まさにこの分野でわが国の国際社会への貢献が求められているとの認識を示した。

(2) 國際貢献の具体的分野
国際貢献の理念として参考人は、軍縮・環境問題などにおける「グローバル・デザインの一環として」の理念のほか、米国、EC、日本の三者協力による「相互依存運営」、環境、人口、資源問題など「地球社会の危機と連帯責務」、各国が得意分野で貢献することにより国際的利益を最大にする

野で貢献することにより国際的利益を最大にする「国際分業の原理」、及び高い身分・地位には義務を伴うという常識的ルールである「ノーブレス・オブリージ」を挙げた。そして、わが国は、世界に誇るべき国際貢献の能力と資格を持つとし、その一例として、多元的共生と国際社会のネットワーク作りにとって重要な行動形態となる「自然との共生を求める東洋の生き方」、混合経済と日本式経営、平和主義などを指摘した。このうち特に平和主義については、冷戦後の普遍的価値として世界に唱導していくべきものであるとし、わが国と類似した行動をとるドイツ、スウェーデン、オーストラリア、イスラエル、ブラジル、ユーゴースラヴィア、コスタリカ等との共同歩調による平和主義の実践が望まれるとの見解を述べた。

平和と安全を考える上で、参考人が第一に挙げた点は、国連安全保障理事会の常任理事国五大国による戦後の危機管理は失敗してきており、ボス

官 報 (号 外)

ト冷戦時代における五大国の集団権は適当でないということである。こうした見解に対しても、湾岸戦争は国連決議によって比較的早期に解決が図られたとし、世界秩序の構築に向か、国連が果たす役割に期待が高まっているのではないかとの意見があった。しかし、参考人は、早期解決が必要であったのかとの疑問を提示し、経済制裁の効果を見て武力行使は極力避けることが望ましかつたし、武力を行使しないで平和的に解決することが国連の第一原則であることを指摘した。こうして趣旨から、「国連常設軍」はできない方がよいとの考え方を述べた。また、五大国の中の危機管理について、カンボジア和平は五大国の中の安全保障理事会によることなどとの責任を考えるべきであり、五大国中心の安全保障理事会による世界の危機管理は誤った期待であって、武器を使わずに平和を構築し、戦争を未然防止する努力が必要であると述べた。

さらば、国際的な秩序を考えていく上で、大団の霸權的行動は問題であるとの意見に対しても参考人は、せっかく民意の時代に向けた潮のうとき流れが始まつた以上、勇気をもって大国にも批判すべき点は批判していくことが必要であるとの考え方を示した。

連は武力行使を全くしない平和憲章にすべき時期に来ていると述べた。改造のポイントは、人権問題等における主権国家連合としての国連の限界に対処するため、國民主権を国連憲章の礎とすると、複数の安全保障理事会を設置すること、国連の機能を紛争の事後処理から未然防止、予防外交にシフトすることである。このうち複数の安全保障理事会構想については、軍事・軍縮面、環境・人口・科学技術・開発面、情報・コミュニケーションなどのソフト面といった三つの安全保障理事会を構想し、政府、多国籍企業、平和団体などアクトー者が代表として参加した上で、従来のように勧告だけでなく政策の立案、決定も行うといったインターナショナル・パブリック・セクターを想定している。それは第二世代の世界機構としての国連から、第二世代の国連への完全な脱皮を意味する。このように述べた上で参考人は、こうした国連の抜本的改造は、わが国のような資格ある大国が言い出さなければならぬとの考えを示した。

他方、国連の平和維持活動(PKO)の未来像については、平和が崩れる前に、武力を使わずに未然介入することに求めるべきであるとし、多岐にわたる活動強化のため平和保障基金を創設し、それにわが国が積極的に資金拠出することが望ましいと述べた。もともと、この見解に反対しては、そもそも暴力が発生しそうなとき、最終的には軍事的抑止力を作用させなければならないとの意見が

連は武力行使を全くしない平和憲章にすべき時期に来ていると述べた。改造のポイントは、人権問題等における主権国家連合としての国連の限界に対処するため、國民主権を国連憲章の礎とすること、複数の安全保障理事会を設置すること、国連の機能を紛争の事後処理から未然防止、予防外交にシフトすることである。このうち複数の安全保障理事会構想については、軍事・軍縮面、環境・人口・科学技術・開発面、情報・コミュニケーションなどのソフト面といった三つの安全保障理事会を構想し、政府、多国籍企業、平和団体などのアクターが代表として参加した上で、従来のように勧告だけでなく政策の立案・決定も行うといつたインターナショナル・パブリック・センターを想定している。それは第二世代の世界機構としての国連から、第三世代の国連への完全な脱皮を意味する。このように述べた上で参考人は、こうした国連の抜本的改造は、わが国のような資格ある大国が言い出さなければならないとの考え方を示した。

わが国のPKOへの参加態度について参考人は、自民・公明・民社三党の合意は踏み込み不足であるとし、監視団や選舉監視の要員だけではなく、軍事要員の活動も不可欠であるとの、国連の平和維持活動に全面的に参加するのが望ましいと述べた。さらに、国連の平和維持活動は「国権の発動」としての武力行使には該当しないとの考え方を示し、人、物のみならず、アイデアの提案など知的貢献の重要性を指摘した。こうしたPKOのあり方に対するPJKOは政治交渉と並行しなければ、結局は占領の定着、長期化につながるだけだとの意見があった。参考人は、PKOの失敗例があることを認めつつも、多くは成功しているとし、さらに、PKOは敵対国間にコミュニケーション・チャネルを提供し、微妙な事態の突発を未然防止するといった政治的・外交的機能を發揮することがあり得ることを指摘した。

なお、国連憲章の旧敵国条項は削除されるべきだとの意見に対して参考人は、既に同条項は国際

わが国のPKOへの参加態度について参考人は、自民・公明・民社三党の合意は踏み込み不足であるとし、監視団や選舉監視の要員だけではなく、軍事要員の活動も不可欠であるので、国連の平和維持活動に全面的に参加するのが望ましいと述べた。さらに、国連の平和維持活動は「國權の發動」としての武力行使には該当しないとの考え方を示し、人、物のみならず、アイデアの提案など知的貢献の重要性を指摘した。こうしたPKOのあり方に対するは、PKOは政治交渉と並行しなければ、結局は占領の定着、長期化につながるだけとの意見があった。参考人は、PKOの失敗例があることを認めつつも、多くは成功しているとし、さらに、PKOは敵対国間にコミュニケーション・チャネルを提供し、微妙な事態の発発を未然防止するといった政治的・外交的機能を發揮することがあり得ることを指摘した。

なお、国連憲章の旧敵国条項は削除されるべきだとの意見に対し参考人は、既に同条項は国際法上のエグゼキューティッド・クローズ（目的達成条項）となっており、その効果は全くなく、むしろ安全保障理事会の拒否権廃止、同理事会への日本参加の方向を模索すべきだと述べた。

2 湾岸戦争の中東安定化の展望

(1) 中東安定化の課題

国際紛争、あるいは緊張が直ちにパレスチナ問題に結びつく可能性を常時持っていることを示したとの認識に立ち、パレスチナ人の民族自決権保障という原則的問題の解決なくして、中東の長期的安定は達成し得ないことが明らかになつたとの見解を示した。しかし、他方で、イラク支持を強くしたパレスチナ解放機構（PLO）に対する湾岸協力会議（GOC）諸国などの批判や財政カット、パレスチナ人との共存に賛成していた一部イスラエル世論の反PLO化を挙げ、湾岸戦争の結果、中東和平への主体的条件はむしろ後退したとの認識を示した。

こうした状況に対するわが国のアプローチについて、参考人は政治的次元と経済的次元を挙げた。政治的次元では、パレスチナ人の民族自決権をはつきり再確認するとともに、一九八八年一月、PLOが譲歩として出したイスラエル・ペレスチナの二国家共存論に沿つた姿勢を打ち出し、しかもイスラエルとの人的交流・関係の強化と、パレスチナ人の民族自決権承認とが矛盾しない立場をはっきりさせることが必要であると述べた。

経済的次元では、イスラエル占領地のヨルダン川西岸及びガザ地区で、パレスチナ人の民族的存在を保障していくには、その地域における経済的基本の保障が必要であり、わが国としては、特に農業機械、肥料を通じた農業援助、雇用促進のための工業投資、職業訓練の可能性を追求する必要があるとの方向を示した。

官 報 (号 外)

このうち二国家共存論については、ソ連のユダヤ人がかなりヨルダン川西岸、ガザ地区に送り込まれているという報道に見られるように、米ソは実は二国家共存論に反対しているのではないかと意見が示された。参考人は、マルタ会談以降、米国がソ連から自国へのユダヤ人流入制限をとったことによって、必然的にイスラエルへの流入システムが確立したと見られるように、ソ連はPLO支持、二国間解決を主張してはいるが、実際にパレスチナ問題の解決を困難にする条件が進んでいるとの見方を示した。具体的には、イスラエルにおける流入ユダヤ人とパレスチナ人の労働市場をめぐる厳しい対立、イスラエル占領地においては、住宅事情などのために、パレスチナ問題解決の展望は決して明るくないとの悲観的見方を述べた。さらに、米国が追求する路線は、独立要求に至らない限定的自治の範囲で満足するPLO以外の種族派パレスチナ人組織をつくることであり、ソ連もこれを積極的にチェックする方向には動いていないとの見解を示した。

輸出規制を考える必要があると述べた。また、これに加えて湾岸・中東地域における軍縮が不可欠であるとして、その場合どうしてもイスラエルを組み込まなければならず、そのためにもパレスチナ問題とセットにした問題処理が必要であると述べた。さらに、これまでの経験からイスラエルとアラブ諸国との関係改善が、直ちにイスラエル・パレスチナ関係の改善に結び付かなかった場合が多いとし、イスラエル・アラブ諸国の関係改善がパレスチナ人のアラブ諸国からの孤立を招くことがないよう、両関係は同時並行で進めなければならぬないと指摘した。

これに対し、アラブ諸国は、「アラブの大義」というほどにはパレスチナ問題を真剣に考えていないのではないかという意見があつた。参考人たるアラブ諸国のパレスチナ人に対する国内対応と国際的な場での発言には、一般的に大幅な乖離があることを認め、「アラブの大義」といつても、具体的な局面で何を意味しているのかを理解する必要があると述べた。こうした見地からさらに、現

含む国際社会の重要な役割であることを指摘した。

(3) 安定化のための経済的課題

参考人は、今後、中東における紛争の重要な「根」となり得ると思われる経済的課題の一つに水問題を挙げ、水問題の解決がこの地域の中・長期的に安定に著しく寄与するとの考えを明らかにした。ナイル川の水をめぐりエジプト、スー丹んそ他の流域諸国間に潜在する抗争、チグリス川の流量調整をめぐるイラクのトルコに対する抗議、ユーフラテス川をめぐるトルコ、シリア、イラクの水争いのほか、イスラエルがヨルダン川西岸を手放せない理由の一つも、イスラエルが使用する水の三分の一を西岸の地下水から取水していることにあると指摘した。そして、参考人は、わが国は中東地域の水問題への積極的貢献を考え、水のリサイクル、リサイクル技術、省水、節水、保水、海水の淡水化等について、一国レベルではなくく地域的協力を前提とした技術協力をを行うべきであるとし、平和の条件をつくる過程と水問題解決の過程が、場合によってはパラレルに進むことが望ましいとの考え方を示した。

3 アジア・太平洋地域におけるわが国の役割

(1) わが国の平和政策と紛争原因の変化

鈴木佑司参考人は、これまでの日本の平和政策は限界に達しているとの見方を示し、消極的平和（戦争がない状態）のかわりに安全保障、環境、人

権保護等を含めた積極的平和（戦争を必要としない状態）を能動的につくり出していくことが求められているとの認識を示した。その理由は簡単に説明できないとしつつも、参考人は理由の一つを紛争原因の大きな変化に求めた。すなわち、かつての先発資本主義国家群と後発資本主義国家群との争いは、一九四五年以降資本主義国家群相互の陣営の東西対立となって現われ、さらに八九年秋からの東欧革命、ソ連改革、米ソ協調によって、東西を含む一つの新しい世界システムが生まれつつあるとし、今日、この新しい巨大システムに挑戦するのは第三世界で近代化に成功した国、つまりアジアでは新興工業経済地域（NIES）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、ラテンアメリカでは、アゼルバイジャン、アルゼンチン、メキシコ、中東では湾岸諸国であるとの認識を示した。そして、アジアでは、NIES、ASEAN諸国との世界システムへの挑戦は、戦争ではなく組込みの形で平和的に解決されてきたが、米国は南北諸国の取込みに失敗したとし、まさに湾岸戦争はこの取込み失敗が原因であるとの見方を示した。こうした世界史の教えから参考人は、戦争は常に取込みを実現し、より大きな世界システムを生むこと、紛争原因は先進国以外の最も成功している国の挑戦から生じること、世界システムの形成にとって軍事力の果

三

(1) 我が国の平和政策と紛争原因の変化

権保護等を含めた積極的平和（戦争を必要としない状態）を能動的につくり出していくことが求められているとの認識を示した。その理由は簡単に説明できないとしつつも、参考人は理由の一つを紛争原因の大きな変化に求めた。すなわち、かつての先発資本主義国家群と後発資本主義国家群との争いは、一九四五年以降資本主義国家群相互の陣営の東西対立となって現われ、さらに八九年秋からの東欧革命、ソ連改革、米ソ協調によって、東西を含む一つの新しい世界システムが生まれつつあるとし、今日、この新しい巨大システムに挑戦するのは第三世界で近代化に成功した国、つまりアジアでは新興工業経済地域（NIES）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、ラテンアメリカではブラジル、アルゼンチン、メキシコ、中東では湾岸諸国であるとの認識を示した。そして、アジアでは、NIES、ASEAN諸国との世界システムへの挑戦は、戦争ではなく組込みの形で平和的に解決されてきたが、米国は南北諸国の取込みに失敗したとし、まさに湾岸戦争はこの取込み失敗が原因であるとの見方を示した。こうした世界史の教えから参考人は、戦争は常に取込みを実現し、より大きな世界システムを生むこと、紛争原因は先進国以外の最も成功している国の挑戦から生じること、世界システムの形成にとって軍事力の果

たす役割は小さくなり、コストの低い別の手段を必要としていることの三点を導き出した。

(2) アジア・太平洋地域の脱冷戦と課題

このような認識に立って参考人は、現在の第一の課題は、脱冷戦を本当の冷戦の終わりに導くことであると述べた。ヨーロッパの劇的な脱冷戦と違い、アジア・太平洋地域は緩やかな脱冷戦を経験し、また七一年の米中和解、七二年の日中国交回復など脱冷戦の長い歴史があり、日ソ関係は地域全体の冷戦終結にとって極めて重要なポイントであると指摘した。第二は、脱冷戦と軌を一つにしたアジアの経済成長であり、各国がばらばらの政治経済体制にありながら、相互依存の多国的成長を実現したが、こうした多国型発展の形成に日本は最大の貢献をしてきたと述べた。特に、アジアの経済成長は、日米摩擦のために日系企業がNIES、ASEANにやむなく資本進出し、そこから米国に輸出するという分業によつてもたらされたものであり、しかもこうした分業体制は、わが国が長期的視点、戦略、指導を持って行つたのではなくことに注意を促した。第三に、わが国とアジアの成功をもたらした分業体制は、各国における貧富の格差を拡大し、強権的な政治体制を持続させ、政治、経済格差、環境破壊といった新たな問題を生んだとし、こうした問題解決へのわが国の役割に言及した。

そこで参考人は、わが国の役割の第一に軍縮・軍備管理の制度化を挙げ、アジアは多様性に富む

が、せめて国防相会議、情報交換等の信頼醸成を早くスタートさせるべきだと述べた。この見解に対しても、アジア・太平洋地域で緩やかな緊張緩和、脱冷戦状況を進めるための組織としては、全欧安保型機構による交渉が適当なのか、あるいは、ソ連は陸軍、米国は海軍といった非対称性がある中で、軍縮交渉は非常に難しいのではないかとの疑問が提起された。これに対して参考人は、通常兵器を含む新たな包括的な軍縮・軍備管理構想をどのように実現していくかが新たなテーマにならうが、ヨーロッパと異なりアジアは非対称であり、様々なファクターがあるので、制度や組織を構想するより、プロセスをどう始めるかが重要になるとの考え方を示した。したがつて、最終的には全アジア安全保障協力会議(CSCA)のようなものができるにしても、それが組織としてまずできるのではなく、非常に狭義の二国間・多国間の国防相会議から環境に至る、様々なテーマ別の地域的プロセスを始めることが望ましいと述べた。

第二の役割として参考人は、アジアには軍事力だけで解决できない問題が多いので、多面的・総合的な安全保障を求めるを得ないとし、まさに積極的平和の実現が問われているとの見方を示した。第三には、アジア・太平洋地域では強権的やり方は通用しないとし、国によって大小、強弱、貧富、伝統のある国と新しい国がばらばらに存在しているので、それぞれに応じて貢献できる方法

をリンクageさせ、わが国一国だけで何でも引き受けることはやめるべきだとの考えを述べた。

(3) 負担分担とアジア外交の構想

参考人が提言の一つに挙げた南北問題の解決に対する立場から参考人は、新しい日本をイギリス(負担分担)で世界に貢献しながら、余りアブリード(正しく評価)されないのはパワー、リーダーシップを持たないからであるとし、単に米国連、アジア諸国をも取り込むことを提言した。さ

らに、このためには国会の国際化が必要であるとし、国権の最高機関が国際化しないでどうして日本が国際化し得るのかと指摘した。

一方、戦争責任について、政府がいまだに反省しないのは異常であり、日米追随関係から脱却しなければアジア諸国の信頼は得られないのに、日本にはアジア安全保障協力会議(CSCA)のようないくつかの意見があつた。しかし、参考人は、パワーシェアリングは必ずしも良い方針での議論ではないとの認識を示した。強権の側面でいう限り、負担分担が責任分担に動くのは歴史の経験だが、強権維持には大きなコストを伴い、それを払えなくなつたのが米ソであるとし、地域の問題は地域で解く工夫をすべきであつて、そうした地域化こそ最もすぐれてコストが低いと指摘した。この面の最大の課題は南北問題であつて、

わが国は非強権的で、緩やかだがアブリシエーションが得られ、二〇年ぐらいすればいつの間にか戦争を必要としない秩序をつくる能力を、四〇年で証明してきたわけであり、こうしたノウハウを国際化すべきであると述べた。

また、米国はわが国に経済的肩代わりを押し付けているとの意見があつたが、参考人は、先進国が發展途上国を取り込むためのコストを払うのは歴史的責任であるし、わが国は大いに肩代わりす

とは、かえつてわが国に対する警戒心を生むことになるとの認識を示した。

ているため、最近の国際的な石油情勢の変化に対応して価格面からの影響を受けてきた。その一方、総合エネルギー調査会による「長期エネルギー需給見通し」が平成二年六月に改定され、中長期的な需給構造のあり方が今一度問い合わせされることになった。

本調査会においては、総合的な需給構造のあり方について、地球環境問題への対応等新たな段階を迎えた国際的な観点からエネルギー政策の方について検討することとした。

一 國際エネルギー情勢

イラクのクウェート侵攻で始まった中東湾岸危機は、イラク軍と国連決議に基づいた多国籍軍との戦争へと拡大したが、軍事的には一応の決着を見た。

また、従来、イラクとクウェートは中東における有力な産油地域であり、両国で世界の原油輸出量の約10%を占めていたため湾岸紛争による原油供給の逼迫が懸念されたが、サウジアラビアを始め他の産油国が増産を行われたこと、他方、消費国側も相当量の石油備蓄を有していたため、第一次及び第二次石油危機と比較して、原油の需給については大きな影響は見られなかつたといわれる。

この間、国際エネルギー機関(IEA)等を通じて国際石油情勢、需給等の問題について検討されましたが、今後重大な石油製品の供給不足が生じた場合に対応して加盟各国が協調的な措置を取るため

の準備をする必要があること、また、省エネルギーについての対策を継続、強化すること等が合意された。

なお、我が国の対応としては国内経済及び国民生活への影響を最小限にするよう省エネルギーの徹底と石油の調達努力の継続等石油の安定供給の確保を図ることが目標とされた。

従来、我が国はイラク、クウェートから各々6%、併せて一二%の石油を輸入していたが、政府は石油企業に対し、石油の調達に一層努力するとともに原油処理量を拡大するよう要請した。

また、昨年一〇月現在、一四二日分の備蓄(民間八八日、国家五四日)が確保されていたため、石油の供給が量的に不足するような場合にはこの備蓄を取り崩して対応することとした。

しかし、原油価格は先物市場の思惑買い等によるライラクのクウェート侵攻直後から高騰し、スポット価格は二倍にも達したが、多国籍軍の軍事的行動により事態の収拾が図られるとともに低落し、湾岸危機以前よりもむしろ低い水準となつたため、OPECは再度生産調整を行うことで合意した。

一方、我が国においても灯油の需要期を前にして原油価格の高騰を反映し、昨年九月、一〇月に石油製品価格が度々値上げされたが、一一月以降は原油価格の下落に伴い値下げが実施された。また、灯油の小売価格が適正に形成されるための行政指導の必要性等について質された。

次に、我が国においては、従来からエネルギー政策として石油依存度の低下と石油代替エネルギーの開発導入を促進しているが、それにも関わらず石油依存度は五八%(平成元年)となつておらず、石油の安定供給が不可欠な課題となつた。

従来、現在七〇%を占めている中東への石油輸入の依存率を低下させ供給先の多角化を図るとともに、国内の石油企業の経営体質の強化と約六万弱ある末端の小売販売店の構造改善の必要性が指摘されている。

なお、これと関連してエネルギー対策財源の多くは石油関連諸税に依存しているが、石油企業の経営体質強化の観点からはむしろこれを見直す必要があると指摘された。

また、石油可採年数の見通し、ソ連の産油量の動向、産油国精製部門への進出に対する対応、石油価格のメカニズムについての啓蒙の必要性、国家石油備蓄の今後のあり方等について質された。

二 今後のエネルギー需給見通し

昭和六二年一〇月に改定された総合エネルギー調査会の「長期エネルギー需給見通し」は、それ以前我が国のエネルギー需要の増大、地球環境問題等に対応し、平成二年六月更に改定が行われた。

今回改定された「長期エネルギー需給見通し」についての基本的認識は次の通りである。

すなわち、① 国民生活の質的な充実等を背景にして、民生部門を始めとしたエネルギー需要の増大が見込まれる。また、発展途上国を中心として世界のエネルギー需要も増大傾向が続くと考えられ、世界のエネルギー需給が逼迫化すると見込まれる。

(2) 脆弱なエネルギー供給構造を有する我が国にとって需要増に対応した安定供給、すなわちエネルギー政策において最大限の対応をする必要があり、エネルギーセキュリティを確保することが極めて重要な課題となること。

(3) 地球温暖化問題に関連して、持続的な経済発展を確保しながら環境保全と両立するようエネルギー政策において最大限の対応をする必要があるとしている。

以上の観点からエネルギー需要増大の最大限の抑制を図りつつ、引き続き石油依存度及び環境問題に対応しうるエネルギー政策を展開することが必要であるとしている。

(1) 今回の「長期エネルギー需給見通し」の特徴は、エネルギーの需給量が過去の例では実績値が見通しを下回り、下方修正されてきたのに対し、最近のエネルギー需要の伸びにより、需給量が初めて上方修正された点にあるということが多い。

(2) 今後のエネルギー政策の課題としては、第一に中東湾岸情勢の影響を含むエネルギーセキュリティの問題、第二にエネルギー需要の増加に対する国民的コンセンサスの問題、第四に問題に対する

地球環境問題へ対応するための二酸化炭素排出の問題があげられる。

(三) 省エネルギーを国際的に推進するための国際協力的重要性、地球環境保全に対応するための非化石燃料へのシフト及び未利用エネルギーの活用の必要性等についてそれぞれ指摘された。

また、生活様式の変化等省エネルギーの将来の目標達成のための具体的な方法、温暖化防止等を中心とした地球環境保全のための国際的な目標についての我が国の対応、民生用を中心とした省エネルギーの目標達成の見通し、石油代替エネルギーとしての原子力発電問題の見通し、エネルギーセキュリティとしての国内炭問題及び今後の新エネルギー供給目標の実現の可能性等について質さ

れられた。

め、学識経験者及び省エネルギー技術関係者等から意見を聴取し、その主な内容を取りまとめた。

一 経済成長とエネルギー需要構造

近年、我が国におけるエネルギーの需要量は総量では拡大しているが、経済成長率との関係では相対的伸び率は低下してきている。これは世界的にも同様な傾向が見られる。

すなわち、各國とも以前はエネルギー需要の伸び率が経済成長率を大きく上回っていたが、石油危機以降エネルギー需要の伸び率が経済成長率を下回るようになった。(我が国の場合もエネルギーの消費が経済規模の拡大、国民生活水準の向上に伴って増加を続けるとすれば、それに応じた供給体制の整備が大きな課題となる。

従つて、省エネルギー対策を進展させ、エネルギー需要量の増加テンポの抑制を図ることが必要となってくるが、その方法としては、エネルギー使用のピーク時あるいは使用量の増加に応じ高いエネルギー料金を設定する必要があるという指摘もなされている。

合、我が国は諸外国に比べてもエネルギー原単位は低くなっているなどシステム面での省エネル

ギーはほぼ限界に達しているという指摘もなされている。

また、産業構造の分野においても情報化、知識集約化が飛躍的に進展しており、エネルギーの生産単位あたりの消費量は大きく減少している。

二 部門別のエネルギー需要構造の変化

我が国はエネルギー需要構成は従来産業部門の比重が大きく、民生部門の比重が小さいことが特徴とされていたが、最近においては両者の比率が接近している。しかしながら、依然としてエネルギー需要の50%以上は産業部門となっており、先進国の中でも高い比率を示している。

一方、我が国は総エネルギー需要は、第一次石油危機以降横ばいで推移してきたが最近においては上昇傾向を示しており、この間国民総生産は一貫して拡大していることによりエネルギー弾性係数は大きく低下している。また、先進各国においても石油危機以降エネルギー原単位は低下しているが、とりわけ我が国の場合は低い水準にある。

（一）これを部門別にみると産業部門では第一

次石油危機以降著しいエネルギー需要の減少が見られる。しかしながら、産業部門でのエネルギー需要は原油価格水準と反比例の関係にある。すな

く機器の効率向上を図ることが重要である。例えば電気冷蔵庫等の場合、電力使用量は従前の三分の一程度になっているといわれており、こうした機器を普及することにより、省エネルギー化を図ることができる。

（二）民生部門の省エネルギー対策としては、エネル

ギー需要量の増加を抑制することが必要となってくるが、その方法としては、エネルギー使用のピーク時あるいは使用量の増加に応じ高いエネルギー料金を設定する必要があるという指

合、民生部門の省エネルギー対策としては、エネルギー需要量は燃費の向上等によってかなり減少している。

（三）総合エネルギー調査会の「長期エネル

ギー需要量の増加傾向にかんがみ、特に、利用効率向上のための省力化対策について、地球環境問題に適切に配慮しつつ、どのように推進するかという観点から検討することとした。このた

め、学識経験者及び省エネルギー技術関係者等から意見を聴取し、その主な内容を取りまとめた。

（四）省エネルギー政策は将来のエネルギー需

増加し、運輸部門では二二・三%から一三・二%へとほぼ横ばいで推移するとしている。

しかし、今後のエネルギー需要については、従前と同様の効率化を達成することは困難ではないかという指摘がされた。

特に前記「長期エネルギー需給見通し」による

と、民生用のエネルギー需要の伸び率を相対的に低く見すぎており、二〇〇〇年までの伸び率一・七%は経済成長率からみて小さすぎる。

また、エネルギーの需要が今後見通しよりも大きくなるとすれば、これを賄うため、原子力のよ

り一層の拡大などエネルギー供給体制の強化が必要であること。

さらに、省エネルギーを推進するために電力の季節別料金の導入強化など価格メカニズムの一層の活用を図る必要があるという指摘がなされた。

また、民生用エネルギー需要の長期的な見通し、生活水準を下げずにエネルギーの消費節減を進めると具体的な方法、公共交通機関の充実等輸送システムの転換、エネルギー消費量の増加と原子力の役割等について質された。

三 省エネルギー推進の技術的課題

エネルギーの使用効率化のためには実際に利用可能となるエネルギーの割合をいかに引き上げるかが大きな課題となる。

特に、二次エネルギーである電力へのシフトが今後さらに進展することが予想されるが、発電効率は現在三分の一程度であり、三分の一のエネル

ギーは利用されることなく廃棄されている。

このため、今後のエネルギーの使用効率化のための利用方法としては、ガスタービンで発電して、残った熱で蒸気タービン発電をするコンバインサイクル発電等の普及が必要であると指摘された。

また、一部のビル等に使用されている電力と熱の併給システムであるコジェネレーションを利用することにより熱効率を七〇~八〇%まで上昇す

ることが可能といわれている。

さらに、省エネルギーを進めるに当たってはヒートポンプの利用の促進も重要であると指摘された。

一方、省エネルギーについては、国際協力の推進も必要であり、特に、発展途上国を中心にして日本が省エネルギー技術の移転について協力し、その普及を図ることにより国際的なエネルギー使用の節減にも貢献することとなる。

確かに、国際的観点からみれば省エネルギーを推進し、エネルギー需要の抑制を図る余地は十分にあるという点が指摘されたが、我が国についても各部門を通じてさらに省エネルギーの推進に努めることが重要といえる。

また、省エネルギー投資促進のための誘導政策、エネルギーの効率的な利用技術、コジェネレーション、ヒートポンプ等のシステムと都市計画の関係、発電によりロスとなるエネルギーの有効な活用対策、省エネルギー技術の海外移転の方

法等について質された。

第三章 エネルギー供給構造のあり方

本調査会は、総合エネルギー調査会の策定による「長期エネルギー需給見通し」等を前提として、石油依存度の低減を指向したエネルギー供給構造の可能性について、多角的に検討するため、学識経験者、エネルギー事業者団体等から意見を聴取した。

第一節 石油代替エネルギーの開発導入及びエネルギーと環境問題

我が国は、エネルギー供給のほとんどを輸入に依存するという極めて脆弱なエネルギー供給構造を有することから、エネルギーの安定供給、すなわちエネルギーセキュリティの確保を基本方針とし、石油依存度の低下、石油代替エネルギーの開発・導入及び省エネルギーの推進を図ってきた。

しかしながら、第二次石油危機以降減少傾向にあった我が国の最終エネルギー消費は、昭和六二年度以降、内需拡大に伴う好景気等を背景に増加傾向を示し、平成元年度においては、原油換算三

三、七〇〇万キロリットル、対前年度比三・四%増となっている。これに対応した一次エネルギー総供給量は、原油換算で四九、九〇〇万キロリットル、対前年度比三・七%増となっている。ま

た、石油依存率も五七・九%と増加傾向を示して

いる。今後の需要見通しについても、政府及び民間が省エネルギー対策に最大限の努力を頼注したとしても国民生活の質的な充実等を背景に民生部門を始めとして大幅な増大が見込まれ、二〇一〇年度で原油換算六五、七〇〇万キロリットルになるものと予想されている。

また、世界のエネルギー需要も発展途上国を中心とする取組み、特に地球規模の環境問題に対する取り組み、特に地球温暖化問題への対応などが国際的に高まっていることから、エネルギー確保の制約の顕在化も懸念される。

二 地球温暖化問題

近年地球温暖化（主として我々が排出した二酸化炭素等が大気中で増加して、それによって地球の下部の大気が温暖化するという現象）が、国際的に問題化している。

こうした状況を背景として一九九〇年七月ヒューストンサミットにおいて、気候変動に関する枠組み条約を一九九二年までに策定するよう経済宣言に盛り込まれた。

次いで、同年八月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書において、「現状のままでは温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出が続けられるならば、過去一万年の間に例を見ない急激な温度上昇が生じ、その結果、重大な影響がもたらされる」と予測し、早急な対策の実施の必要性が指摘されるとともに、世界気候会議等においても地球温暖化への対応が検討されている。

官報(号外)

この様な状況から、イタリア、ドイツ等においては将来の二酸化炭素排出量を抑制するための目標等を定めている。

しかしながら、二酸化炭素の排出抑制は、現状においては化石燃料の使用を抑制する以外に方法はなく、世界的にみてエネルギー供給の九割を化石燃料が占めている現状では経済的な影響を与えることから固定化後の最終的な処理等について問

我が国においても、平成二年一〇月二三日の地球環境保全に関する関係閣僚会議において、地球温暖化防止行動計画を決定した。

同計画においては、二酸化炭素の排出抑制については、①一人当たりの二酸化炭素排出量について二〇〇〇年以降おおむね一九九〇年レベルでの安定化を図る。②さらに、太陽光、水素等の新エネルギー、二酸化炭素の固定化等の革新的技術開発等が、現在予測されている以上に早期に大幅に進展することにより、二酸化炭素排出総量が二〇〇〇年以降おおむね一九九〇年レベルで安定化するよう努める。という目標を定めている。

また、その排出抑制対策として、エネルギー供給面においては、発電部門、都市ガス製造部門等のエネルギー転換効率の向上、二酸化炭素排出の少ない又は排出のないエネルギー源の導入等を推進することとしている。

なお、二酸化炭素の固定化技術については、その技術開発が着手されているが、その発生量が多いことから固定化後の最終的な処理等について問

題があり、研究開発に長期間を要するとの指摘がなされている。

また、地球再生国際基金創設の必要性、二酸化炭素排出抑制と経済成長との関係、地球温暖化防止行動計画による二酸化炭素排出抑制の考え方及び我が国における二酸化炭素排出抑制の可能性等について質された。

三 石油代替エネルギーの供給見通しとその課題

今後のエネルギー供給については、安定供給の確保を基本的方針として、石油依存度の低減及び原子力あるいは新・再生可能エネルギーのような非化石エネルギー依存率の向上を目指した供給構造を実現するための政策がとられている。

通商産業大臣は、平成二年一〇月三〇日、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に基づく「石油代替エネルギーの供給目標を改訂し、二〇一〇年度を目標年度とする供給目標（以下「供給目標」という。）を定めた。

この供給目標は、平成二年六月の総合エネルギー調査会の長期需給見通しを踏まえ、政策的観点から更に検討を加えて、総合エネルギー対策閣僚会議の了承及び閣議決定を経て定められたものであり、二酸化炭素の排出抑制については地球温

度、水力が二、五〇〇万キロリットル、地熱が六〇〇万キロリットル、新エネルギー等のその他のエネルギー及び二酸化炭素排出量の少ないエネルギーへの依存率を高めており、一方、石炭のように二酸化炭素の発生量が比較的大きいエネルギーへの依存率を低減させたものとなっている。

しかしながら、この供給目標については、原子力の比率が高くこれを達成するためには今後二〇年間で新たに一〇〇万キロワットの原子力発電所約四〇基の建設が必要であること、新エネルギー等及び地熱の比率が合わせて六・二%と見込んでいることからその達成には相当の努力が必要であるとの指摘がある。

石油代替エネルギーに係る個別の課題は以下のとおりである。

[LNG]
現在世界における天然ガスの確認埋蔵量は、一三兆立米であり、これは石油の確認埋蔵量の約四分の三に相当し、今後の開発によってはこの埋蔵量が増加するものと期待できる。

また、その賦存状況も環太平洋地域にあり、中東への依存率も低いことから供給の安定性に優れたエネルギー源といえる。さらに、発熱量当りの二酸化炭素発生量が比較的低いため地球温暖化問題の観点からも石油代替エネルギーとして大きく期待されている。

特に、都市ガスによるガスエンジン、ガスターインを用いた電力・熱併給システムやガス冷房等は、エネルギーの利用効率の向上の観点から有用である。

このため、これらのシステムの普及促進のための環境整備を進めるとともに、天然ガス導入促進のためのLNGタンカーからパイプラインに至る供給設備の整備及び地方都市ガスの天然ガス化促進を図る必要がある。

我が国は現在においても世界におけるLNGの貿易量の約三分の一を占める最大の輸入国であり、今後、二〇一〇年度において一九八九年度の約一・三倍、二〇一〇年度において約一・六倍の供給を見込んでいる。

また、近年、韓国、台湾等においてもLNG化が急速に進んでおり、世界的にも需要の増大が予想されている。

従って、我が国としては、LNGの長期的な供給の安定性の向上を図るために供給源の多様化及び我が国資本による資源開発を進める必要があるとの指摘があった。

また、テイク・オア・ペイというLNG特有の契約形態の導入化・石油価格に連動する価格形成のあり方、資源開発の現状と将来の対策、並びに都市ガスの拡張計画、阻害要因等について質された。

〔原子力〕

我が国における平成元年度の原子力による発電電力量は一、八三〇億キロワットアワーに達しており、一次エネルギー供給の八・九%を占めている。

また、供給目標においては、石油代替エネルギーの中心となっており、二〇一〇年度で一次エネルギー供給の一六・九%を見込んでいる。

ちなみに我が国においては、現在、三九基の原子力発電所が設置されており、運転実績においても計画外停止が諸外国のものに比して小さいという状況である。また、現在建設中及び建設準備中のものは、合わせて一四基、一、四四三万キロワットと、着実に導入されている。

しかしながら、米国のスリーマイル事故、ソ連のチャルノブリ事故等を契機として原子力の危険性を指摘する意見、開発・導入は慎重に進るべきとする意見も出されている。

なお、本年二月九日、関西電力㈱美浜発電所二号機において我が国では初めての蒸気発生器伝熱管完全破断事故が発生しており、原子力立地の推進には厳しい社会状況になつていると指摘された。

また、この事故を踏まえた再発防止に万全を期する観点からの電力会社による検査体制の再点検等の必要性、二〇一〇年度目標とした原子力発電所建設の進め方、原子力発電所の事故に対する報道及び情報公開のあり方等について質された。

〔石炭〕

石炭は、現在世界における可採埋藏量が一三、〇〇〇億トンであり、他のエネルギー源に比べ豊富な埋藏量を有し供給の安定性、経済性に優れる。

我が国においても石炭は、一次エネルギー供給の一七・三%を占めており、石油代替エネルギーの中心となっている。

しかし、地球温暖化問題の高まりで、石炭は、燃焼時においては発熱量当りの二酸化炭素発生量が比較的大きいことから今後長期的にみてその使用量が緩やかな伸びにとどまる見られており、供給目標においても二〇一〇年度のエネルギー供給の一五・七%と見込んでいる。

また、石炭の利用技術については、石炭の利用効率の向上を図り二酸化炭素の排出量を低減させることができた石炭ガス化発電がパイロットプラントの実験運転を開始する段階にあり、その成果が期待される。

一方、石炭液化の技術開発については、現時点では経済性の点で石油に対抗できない状況にあると指摘された。

また、海外炭・新規事業開発等構造調整の具体的な内容、環境負荷軽減のための技術開発の見通し、国内炭の位置付け等について質された。

〔新エネルギー・地熱〕

太陽電池、燃料電池、地熱、スバーヒートボンプ等は、二酸化炭素の排出がない又は少ないことにより排熱まで利用すればエネルギー効率が八〇%程度と高いこと、比較的クリーンであること、騒音振動がないこと等のため電力・熱供給の分散型電源として非常に早期に実用化されるものと期待

により、今後のエネルギーとして期待されるため、その研究開発が進められている。

供給目標においては、二〇一〇年度で一次エネルギー供給に占める割合が新エネルギーで五・三%、地熱を含めて六・二%になるとしている。

① 太陽電池は、太陽光というクリーンな自然エネルギー供給するため、その依存率の向上が期待されている。

しかし、発電が天候に左右され、かつ、昼間のみであること等の弱点があり、また、現段階においては太陽電池、周辺機器等の設備コストが高いこと等から、白馬山莊、琵琶湖等で一部使用されている例はあるが、経済性の面で導入に際してのネックが存在している。

従って、今後、太陽電池の普及促進のため効率の向上及び量産化によるコスト低下を図ることが必要である。

② 燃料電池は、天然ガス、メタノール等の燃料を使用し、水素と空気の反応により電気と熱を発生させるもので、使用する電解質の種類によりりん酸型、溶融炭酸塩型、固体電解質型に分類される。

現在これらの燃料電池のうち最も開発が進んでいるリン酸型燃料電池は、コジニネレーショニにより排熱まで利用すればエネルギー効率が八〇%程度と高いこと、比較的クリーンであること、騒音振動がないこと等のため電力・熱供給の分散型電源として非常に早期に実用化されるものと期待

されている。また、燃料多様化の観点から、石炭ガス化ガスを効率よく利用できる溶融炭酸塩型の燃料電池の開発にも力を入れるべきであるとの指摘もある。

③ 都市廃熱、ゴミ焼却熱等の未利用エネルギーの利用は、新たなエネルギー源としてもまたエネルギーの有効利用の観点からも導入促進が望まれる技術である。

また、スパーーヒートポンプは、現在利用されているヒートポンプの二倍以上の効率を有するため、未利用エネルギー利用の導入促進等の観点からもその開発が期待されている。

④ 地熱は、火山国である我が国においては豊富、かつ、クリーンな自然エネルギー源であり、今後もその活用に力を入れるべきであるが、国立公園内にある場合が多いため社会一般の理解を得るとともに、この面での調和を図っていくことが大きな課題である。

なお、地熱利用技術開発としては、地熱の蒸気だけではなく熱水も利用するバイナリーサイクル発電システム、付近に水がないため蒸気や熱水の出ない高温の岩体を利用する高温岩体発電システムが行われていると指摘された。

また、新・再利用エネルギーのうち、実用化開発の見通し、二〇一〇年ににおける燃料電池の新エネルギーに占める割合、燃料電池技術開発の見通し、地球温暖化解消のための石油代替エネルギー

開発の考え方及び新エネルギー開発に関する予算上の問題点等について質された。

第二節 当面する石炭問題

我が国の一次エネルギーの総供給に占める石炭の割合は、平成元年度約一七%で安定的に推移しているが、国内炭の占める比重は年々低下しており、海外炭の比重は約九〇%に達している。

しかし、国内炭は貴重なエネルギー資源であるが、輸入炭に対して価格の上では競争力を失っており、そのことを理由に大幅な生産の縮小・合理化を余儀なくされている。

また、国内炭の生産量は昭和六二年度は約一、二五〇万トンであったが、平成二年度には八一〇万トンにまで減少しており、従業者も最近三年間で約四割減となっている。

現在、平成三年度における供給規模の目標をおむね一、〇〇〇万トンとした第八次石炭政策(以下「八次策」)が実施されているが、六一年以降大手五炭鉱が閉山し、また、三年連続の三池炭鉱の規模縮小等各炭鉱の合理化が進められている。

本調査会は、初年度において政府に対し、石炭鉱業の現状に即応した総合的な施策を積極的に講ずることにより集中閉山を回避するよう努めること等を内容とする七項目にわたる「当面の石炭政策に関する決議」、さらに、「平成二年度石炭需給に関する申入れ」を行っている。

一方、政府の説明によると六〇年のプラザ合意以来の円高基調、海外炭市況の軟化傾向などによ

り内外炭価格差が定常化するとともに、原重油関税等を中心とする石炭対策財源の確保の問題、さらには国内炭を巡る補助金に対するGATTにおける議論など国内石炭鉱業を巡る環境は極めて厳しい状況になつていてといわれている。

また、八次策は平成三年度末にその政策期間を終了し、かつ、同時に石炭鉱業合理化臨時措置法等の関係法令も期限切れとなるため、八次策後の石炭政策の在り方を総合的に検討することが必要となり、このため、通商産業大臣より石炭鉱業審議会に対し、平成二年九月「今後の石炭政策の在り方について」諮問された。

現在、当該審議会においては、①国内石炭鉱業のあり方、②国内炭の需給及び価格のあり方、③産炭地振興、炭鉱離職者、鉱害の諸対策のあり方、④石炭対策予算の財源のあり方、⑤主として輸入炭を中心とする新石炭政策のあり方等に関する検討を進めることとしている。

なお、同審議会における主要な論点を整理する。

一 エネルギー政策上の位置付けという点から、国内のエネルギー政策上我が国の国内炭の役割は既に終了した。構造調整を更に進めて国内炭は最終的にはゼロにすべきである。

二 石炭の使用量は更に増大するという見通しの中、国内炭は一定の供給源として存続させることがエネルギー政策上不可欠である。構造調整は八次策で終了し、現存の炭鉱の存続を図

り、多角的な地域づくりを目指した施策を講ずるべきである。

三 国内炭の役割は全く喪失したわけではないと

いう認識の下に、第八次策後においても構造調整の過程が継続して、均衡点まで経営の多角化、新分野開拓転換等を図りながら、国内炭の生産を段階的に縮小していくべきである。との意見が表明されている旨政府から説明された。

本調査会においては、今後のエネルギー供給構造における国内炭の位置付け等に関し、

① 第九次石炭政策を展望して、国内資源として緊急時の安全保障というセキュリティの基本に立って現存炭鉱の存続を堅持すること、エネルギーの供給基盤の脆弱性にかんがみ国内炭の保護・発展を図ること、国際的に秀れた我が

國の石炭技術の研究開発のため現存の国内炭生産量を維持すること、産炭地の地域社会を守るために雇用確保の見地に立って石炭対策の充実を図ること等について、

② 当面の省エネルギー対策を長期的観点から推進するための施策、長期エネルギー需給見通しによる原子力発電の推進方法、民間石油備蓄

制度による原油・石油製品等の構成比、我が国

の石炭産業の従業者・政府補助額・国内炭の内外価格差等について、

③ 石炭の転換技術としてのガス化・液化、水素製造に関する現状・助成措置・今後の見通しがエネルギー政策上不可欠である。構造調整は八次策で終了し、現存の炭鉱の存続を図

率・環境適合性比較、石炭利用技術開発補助金・委託費、排煙脱炭装置の技術開発等について、

④ 八次策の最終年度前に目標(一、〇〇〇万トン)を割り込んだことに対する国の責任、最終年度における生産規模の見通しとして、過剰貯炭を供給規模に含めると現有炭鉱の閉山が相次ぐこと、過剰貯炭に対する特別対策の必要性、鉄鋼業界に対する国内炭引取りを通商産業省の責任で要請する必要性等について、

⑤ 石油代替エネルギー目標のうち、バランスのとれたエネルギー政策における石炭の位置付け、石油代替エネルギーに占める石炭の比率(二八%)の量的確保の考え方、電力事業者に国内炭使用を強制した場合の電力コスト上昇の見通し等について、

⑥ 国内炭をセキュリティ論から議論するとの妥当性、地域性・雇用問題の観点から国内炭のあり方を議論することの必要性、石炭産業に対する国民経済的負担は将来展望の提示が必要であること等についてそれぞれ質された。

本調査会は、第一回議会に設置され、今後三年間ににおける調査テーマを設定し、初年度において「我が国の経済構造の問題点と将来展望」に關し調査検討を進めてきたが、この間の調査を通じ

官 報 (号外)

明治二十五年三月三十一日
郵便物認可日

平成三年五月八日 参議院会議録第二十三号

六四

発行所 〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 03 (3587) 4302
定価 本号一部
(税
六円を含む)